
令和7年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和7年3月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月18日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 池田 友彰君
副町長 …………… 山中 茂雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	

総務部長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中元 辰也君
産業建設環境部長 …… 瀬川 洋介君 健康福祉部長 …………… 中村 晴彦君
上下水道部長 …………… 藤本 倫夫君 統括総合支所長 …………… 松村 浩君
会計管理者兼会計課長 …………… 江本 達志君
教育次長 …………… 木谷 学君
総務課長兼選挙管理委員会書記長 …………… 梅木 義弘君
財務課長 …………… 岡原 伸二君 健康増進課長 …………… 大久保晴美君
病院事業局総務課長 …… 木村 稔典君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります。通告順に質問を許します。3番、山根耕治議員。

○議員（3番 山根 耕治君） おはようございます。何の因果かトップバッターということで、今日も一般質問を進めていきたいと思っております。

先日、令和7年第1回定例会初日には、藤本町長から来年度の施政方針が発表されました。来年度は町長にとりましても2期目の最初の年にあたりまして、施政方針にも大いに意気込みを感じたところであります。2期目ということで、藤本カラーというものをしっかりとこれから出していただければと、大変期待しておるところでございます。

さて、周防大島の主要な産業が一次産業であるということに、異存のある方はそうはおられないと思います。今回は、その一次産業の中でも、主に農業について伺ってきたいと思っております。

私自身もみかん農家でありまして、父親の代からみかんを作っております。大体、私が生まれる頃の60年前です。それまでは稲作、米が主流だったのですが、みかんにだんだん切り替わっていきまして、私が学校に上がる頃になりますと、もう全部、私の家も水田というものはなくなりまして、みかん畑に全部切り替わっておりました。

ただ、やはりみかん農家の経営は、なかなか厳しいものがあります。私の周りに聞いても、なかなか厳しいものがあります。

まず、分かる範囲で構わないのですが、昨年の周防大島町の農業に携わる方の農業による収入と、年齢の平均を教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の就農者の収入確保についての御質問にお答えいたします。

まず、昨年の周防大島町における就農者の平均年齢と農業での平均収入、こちらについてでございますが、2020年農林業センサスの調査結果を基に山口県が公表している報告書によりますと、周防大島町の基幹的農業従事者、これはふだん仕事として主に自営農業に従事している方という意味でございますが、基幹的農業従事者数は約950人で、平均年齢は73.3歳ございました。

また、農林水産省が公表しております令和4年度の農業経営統計調査によりますと、果樹を経営している全国の農業者の平均経営面積が約90アールで、平均収入は約793万円、平均所得は約215万円でした。

次に、就農者の農業での収入を向上させるために本町で取り組んでいる施策、こちらについてでございますが、本町の基幹作物である柑橘については、JA山口県周防大島統括本部に対し、栽培にかかる各種事業の補助を行っております。具体的には、せとみの苗木や果実を包む袋、マルチシートなど、生産するうえで必要となる経費のほか、ハード面においては、山口県が実施する補助事業として、ハウスや園内作業道の整備費用の補助を行っております。

町としては、今後もJA山口県周防大島統括本部をはじめ、山口県柳井農林水産事務所、山口県柑きつ振興センター、やまぐち農林振興公社などの関係機関と連携しながら、産地維持のための施策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。73.3歳という年齢は町の平均ですか。それで、所得については、これは全国の平均で約215万円程度と、そういうお答えでございました。

町の平均と全国の平均ということで、基準が違うので、これは単純に比べるのは難しいのかなという気持ちがございます。私がいろいろと周りの人に聞いてみると、やはり周防大島町における柑橘栽培の農業所得というのは、この全国平均の半分程度、あるいは半分以下なのかという気がいたしております。

これは私の感覚ですから、これが全てというつもりはないのですが、周防大島町の平均的な農業者というのは、そうしてみるとやはり年齢は70歳代で、農業による所得は100万円以下という方が平均的な方なのかという気がいたしております。100万円ではなかなか生活がしていけませんから、その分を年金であるとかほかの副収入で補いながらみかん栽培を続けている、

そういう方がやはり周防大島町の農業従事者の平均的な姿ではないかと思います。

ただ、ちょっと踏み込んだことを申し上げるのですが、これで果たして産業と言えるのかというところでもあります。やはり産業として成立させるには、その収入で、その仕事で生活していつて、家族を養って、子供ができればその子供を進学させるぐらいの、それぐらいの余裕がないと、なかなか産業とは言いづらいと思います。年金の収入があり、その副収入的に農業をやっていく、それが主流になっているということは、なかなか厳しいものがあるのではないかという気がしております。

コロナ前ですが、私、和歌山県有田市、大変な全国的な産地でございますけれども、有田市のみかん農家の様子を先進的な産地ということで見学させていただいたことがあります。有田市というのはもちろん、音に聞こえた全国的に有名な産地であるのですが、私が伺いましたみかん専業の農家は大体、耕作地が私の家よりも少し広いぐらいという感じで、それで40歳代の男性がほぼ1人で経営しておられまして、家族の方もいらっしゃるのですが、ほかのところに勤めておられたりするので、みかん栽培自体はその方がほぼ1人でやっておられて、時々近所の方が手伝いに来ると、そういった形で経営していて、農業の収入が売上げではなくて収入です。それが大体年間500万円から600万円と、副収入が100万円ぐらいあって、大体それが平均的な有田市のみかん農家だと、そういうことを言われた。

それで出荷先、作ったみかんをどういうところで売っているのですかというのを尋ねますと、その方は個人販売はしてなくて、全て農業協同組合に出荷しており、ほとんどが東京都中央卸売市場大田市場に行きまして、販売先は首都圏の高級スーパーあるいはデパート、そういったところが販売先です。

それで、あなたの周防大島町はどんな感じですかと聞かれまして、大体売上げが100万円行かないところが多いですと、そういう話をしますと、それは何かおかしいのではないかと、これ私が言うのではなく、その私が聞きに行った農家の方がそれでは産業とは言えないでしょうと言うのです。

周防大島町の今回の予算案を見せていただきますと、農業の入り口は大変手厚い。これは大変結構なことだと思います。しっかりとそこはやってほしい。ただ、農業をせっかくはじめても、収入が上がらなければ、誰にでも生活がありますから途中で辞めるしかないのです。

この収入の確保のために町で考えている施策ということで、先ほど経費ですとか、そういったものの補助があるといった御説明がございました。それもしっかりとやっていっていただきたい。

ただ、私もみかんを作っていて、そしてほかの農家の方ともいろいろ話をする機会がよくあるのですが、やはり皆さんがおっしゃるのは、販売価格がこれではやっていけないということです。みかんを農業協同組合に出荷しまして、例えば、特選島そだちという高級なところはともかくと

して、いわゆる1級です。1級ではやはり、キロ500円台くらいはないと、肥料だったり消毒だったり、農薬の経費の回収というのはなかなかできない。けれども、現実には300円台で推移することが多くて、今年は500円台がつくこともありましたけれども、そもそも出荷量が少ないので、なかなか一時的に500円台がついたとしても、それで回収できるようなものではない。

やはり利益を出していくには、やはりキロ500円台、それくらいはないとなかなか続けていくことが難しいと思う。そういう意見がかなりあります。

もちろん経費などのそういった補助というものは私大事だと思います。そういった設備であったり、農薬ですとか肥料ですとか、そういった補助というものは私必要だと思っております。まあ、けれどもそういった農薬ですとか肥料などの補助もだんだん縮小していつているな、今年はそういった補助もないような話も聞いておまして、なかなか厳しくなっていくというのが現実であります。

しかしながら、そういった補助があつたとしても、その基礎が成り立っていないと、いくら補助があつても、これは続けていくのは厳しいものがございます。まず、この販売価格を上げていく、そういうことについて、町で何か考えておられる施策がありましたら教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 具体的に、販売価格を上げる施策というのは見出せていないのは現実です。

総論的なそもそも論になってしまいますけれども、一次産業、農業に対してのこういった就農の支援というのは、一次産業を守るため、それから農業者のために辛抱強く続けていく必要があるとは思っております。しかし、そもそも論として、みかんの値段というのがもう底堅いというか、上がっていかない中で、行政として何をしていかなければいけないかを、次の段階を考える時期に来ていると思っております。

周防大島町はみかんの島というイメージで、周防大島町のみかんというのは、それだけで付加価値がある程度あつて、重要なファクターではあると思います。しかし、極端な言い方をしますと、いつまでもみかんでいいのかということを考える段階に来ていると思っております。

先だって、周防大島花木生産組合が設立されました。岡崎議員が中心になって。これはみかん以外のものにシフトするというよりも、みかんをやりながら生産者の方の収入向上のために非常に期待できる組合だと思っております。

そういった意味で、いろいろな生産品といいますか、集荷品を考えていかないと、農業者の方が十分な生活が成り立っていかなくなってしまうのではないかと危機感は抱いております。

関係部局が集まりますと、とにかく生産量を増やそう、生産量を増やそうという方向に行つてし

まいがちですが、生産量ではなくて、それも大事です。一大産地としての収穫量を維持するということはそれも大事ですが、何よりもまず農業者に安定的な収入が得られるような施策を考えていかなければいけない。

先ほど申し上げましたみかん以外のものも含めて、そういった方向へシフトしていく時期だと感じております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。

今、みかん以外のものにもシフトしていくと、やはりそういうことも大事だと私も思います。

先ほど言った有田市の農家は、副収入が100万円ぐらいありますというお話。その副収入というのは、ソーラー発電でその方は100万円ぐらい年間副収入を上げておりますという説明がありました。

私どもの子供の頃は、みかん一本という家がほとんどで、私の家もそうでしたが、それだけでみかん御殿が建つぐらいの売上げはあったのですが、やはり時代が変わってきますと、みかん一本というのでは難しいと思います。幾つか柱を設けて、まあその柱が何なのかというのはあると思います。今おっしゃった花卉であったり、それからほかの六次産業的なものであったり、いろんな柱を立てていって、それを回していくという、そういった経営がこれから必要になってくるのではないかという気持ちがいたしております。

もう1つ大事なのが、市場の開拓をしていくことではないかと私は思っております。先ほどの有田市の農家は、農業協同組合が東京に集中して、品質の高いみかんを作ってそれを首都圏に売っていく。やはり高い値段がつく市場を開拓、開拓というのか、定着させていって、そこに向けてきちんとした品質のものを出していく。そういうサイクルがきちんと出来上がっております。周防大島のみかんというのは、県内で消費されているのがほとんどであろうと思います。地産地消というすごくいい話ではあるのですが、ただ、近くだとなかなか市場としてそんなに値段がつくものではないです。

そういった中で、やはりこれから市場というものを開拓していく。それは、もちろん首都圏もそうでしょうし、場合によっては、私は海外、そういったところもやはり目指していくべきではないか。

酒造会社によってはアメリカに工場を造って、アメリカ市場をしっかりと開拓していくという姿勢を見せているところもお酒の世界ではあります。農業にしても、やはり海外、例えばシンガポールであったり東南アジアの勢いのあるところ、そういったところの市場をこれからは開拓していく視点も必要ではないかと思いますが、市場の開拓について、町では何か考えておられることがありましたら、お聞かせ願えればと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 新たな市場開拓というのは、喫緊で重要な課題とっております。ただ、これは行政だけが旗を振っても、なかなかうまくいかないと思っております。

今後ですが、JA山口県周防大島統括本部や県とも、そういった市場開拓についての議論というのを活発化させていかなければいけないと思っております。

個人的には、自分で通販サイトを設けて販売をされている方もおりますし、そういった方の収入等も参考にしながら、そういう意味での取組をしっかりと今後していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。なかなか、今回意地が悪い質問が多くて申し訳なかったという気はいたしております。

農業の施策というのは、国の意向に左右されるところが大変多くございまして、先ほどの新規就農者のところも、やはり国が力を入れれば、地方自治体もそれに倣わざるを得なく、逆に町や地方自治体で独自色をなかなか出しにくい、予算に限りがあり、出しにくいところだと、そういうのは十分承知しておるところでございます。

今のこれまでのお話を伺いまして、方向性としては間違っていないという気が私はいたしております。やはり栽培する品目というものをこれから多様化していくと、広島県のようにレモンにシフトしていくとか、まあいろんなやり方があると思っております。そこは周防大島町ならではのやり方を考えていけばいいのではないかと思う。それから産地についても、これはいろんな方面、各方面と協議しながらというお話がございました。そういったことはやはり続けていかなければいけない。

例えば、個人で通販サイトを設けてやっておられる方などがいらっしゃいます。ただ、個人でできることというのはどうしてもやはり限りがある。そここのところで、限度をもう少し超えていく。そういうところで行政やほかの機関の支援というものがないと、なかなか個人でやっていくというのは難しいところがございます。そういった支援をこれからもしっかりと続けていっていただきたいと思っております。

今までは経費などの補助から今後は、そういう市場であったり販売方法への支援、特にこれから重要になってくると私が思いますのは、気候変動に対する対応です。やはりこれだけ夏の猛暑が続いて寒波が来ると、やはりみかんの木も、年を取っている木というのはかなり負担が大きくなって、枯れる木も多々ございます。そういった木をこれから改植していかなければならない。

ただ、果樹というのは植えてから出荷できるようになるまで四、五年は絶対かかってしまう。では、その四、五年の間どうしていくのか。そういうのを個人でやっていくというのは、なかなか厳しいものがあります。そういったあたりでもいろいろと考えて助けていただく。これから一

緒になって進めていく。そういったことをしっかりとこれから続けていただければと思っております。

私、今日は農業のことについて申しましたけれども、周防大島町は一次産業、農業ばかりではございません。水産業であったりあるいは林業であったり、いろいろな一次産業を幅広く持っております。そういった一次産業全体について、何か町で考えることがございましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 昨今の気候の変動といいますか、異常気象といいますか、環境問題は農業のみならず漁業にも大きな影響を与えていると思っております。

農業については先ほどもお話をさせていただきました。ただ、今その気候変動といいますか、環境問題が最も打撃を受けているのはやはり漁業ではないかなと思っているところもあります。海水温の上昇とか、最近では海ごみの問題も出ております。ただ、最も取り組まなければいけないのは、栄養面の不足による魚がいなくなってしまう、獲れなくなってしまうということに対処していかなければいけないと思っております。

「きれいな海から豊かな海へ」というスローガンを、私も何年も前に耳にしましたが、遅々としてそれに対する対策が進んでいかないというのも痛感しております。窒素やリンという栄養面が少なすぎて魚が育たないという問題は、1市町の対応ではなかなか難しいところがあります。これは常々県や国に対して、そういう海の再生というものに対して、何か施策をしてくれということとは再三申し上げているところでございます。

もともと、環境問題に直面しているのは、農業もそうですが漁業も多大な打撃を受けている。そういった環境問題も含めた施策を取っていかなければいけないと思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員から御質問いただきました一次産業、町にとってこの一次産業を今後どのように努めていくかという御質問もいただいたところかと思っております。

先般、令和7年2月末ですが、私はワンテーマディスカッションを行っておりまして、その折に、みかん農家の皆さんとお話をさせていただきました。4名の柑橘農家の方と、JA山口県周防大島統括本部の方もいらっしゃいましたけれども、そういったお話の中で、今、柑橘を守っていくには待ったなしの状況である。では、一番何が必要ですかという話をしたら、やはり今耕作放棄地がある。その耕作放棄地に苗木を何かしらの形で植えていきながら、耕作放棄の土地を防ぎながら苗木を――もともとは町から苗木の補助を行っていたのですが、今、減りつつある、せとみはやっているけれどもというお話がありました。

そういった苗木の補助、具体的には、これは予算がかかることなのですぐというわけにはいか

ないですが、今後検討していきたいですというお話はしたところであります。

そしてまた、みかん農家の現状ということで言うと、50アールしっかり作れば生活はできる、100アール、これは1ヘクタールですけれども、これをしっかり作ればよりしっかりと専業でやっていけるというお話がありましたけれども、議員御指摘のとおり、今、年金とあわせてやっておられる高齢の方が多いのが現状であろうかと思えます。

このように、一次産業、みかん農家の皆さんのお話を私も直接聞かせていただきました。また、違うワンテーマディスカッションの折には、浮島に出向いて、漁業者の方ともお話をしています。やはり、漁業者の皆さんも、燃油の高騰であったり、物価高、そしてまた人材不足、そういったこともある中で、また種苗放流も行っておりますけれども、なかなか海の資源、先ほど瀬川産業建設環境部長からもありましたように、環境の観点からも水温が変わって状況が変わっているというようなことも伺っております。

それを受けて、なかなか町で全て補助していきますということは難しいところがありますけれども、やはり知恵を使って、有益な補助があったり、国や県からの補助メニューもしっかりと調べながら、皆さんに提供できるように、そしてまた、町としても皆さんお一人お一人の状況にしっかりとアンテナを張っていきながら努めてまいりたいと思います。

先般、みかん農家の皆さんから、本当に切実な声とともに、具体的にこの改植事業であったり、実際、5年あれば田んぼを早生みかんの農場に変えていくことができるのだから、それをしっかりと努めていってほしいとか、そういった前向きな意見をたくさんいただきましたので、この皆さんからいただく御意見をしっかりと役場でも共有して、みんなで解決をしていければと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 大変力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。

私、今日は自分が農業ですから、農業のことについてお伺いしましたけれども、やはり農業だけではなくて、漁業者だったり一次産業のほかの方、手を携えて、やはり畑から海の問題というのを考えていくことができるはずです。それから、ほかの二次産業、三次産業も一緒になって、周防大島の産業全体が盛り上げていけるような、そういうことをこれからやっていかなければいけないのではないかと、そう考えております。

周防大島の柑橘であったりあるいは漁業水産物であったり、大変大きいポテンシャルをまだまだ秘めていると思います。その大きいポテンシャルを、それがなかなかまだ価格であったり販売量であったりというところで見返りが少ないところがあると思います。それを正当な形で示していく。やはり行政も生産者の方といろいろお話をしながら方向性をいろいろ考えていって、一緒に考えていければと思っております。

大変、私もこれからも期待しておりますし、自分も頑張っていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、占部智子議員。

○議員（1番 占部 智子君） 日本共産党の占部智子です。今日は、1、周防大島町病院事業第2期再編計画について、2、橘医院歯科金属金銀パラジウム合金の管理について、3、上関中間貯蔵施設建設計画についての3つの質問をします。

まず1つ目の、周防大島町病院事業第2期再編計画について。

30年以上前には、病院の赤字とか病院の倒産など考えもしませんでした。国による痛みを伴う構造改革という名の医療改悪が強行され、15年前、私の勤務していた病院は病棟閉鎖を余儀なくされ、外来と介護サービスだけに縮小されました。大阪でしたけれども、近隣の病院2つも閉鎖されました。その頃から、病院に入院できる日数もどんどん短くなってきましたし、病院の赤字ということも普通に言われるようになってきました。

町立病院の再編計画は、国が医療費削減を錦の御旗にして、強引な病床削減を進める地域医療構想が根本にあると思われまます。町立病院の病床再編は、地域医療構想による重点支援区域の指定を受けて、国や山口県の意に沿った形で進められてきていると思います。

私は、今回の周防大島町病院事業第2期再編計画の住民説明会、4か所全会場に参加しました。いろんな不安がたくさん出されていましたが、総括については触れられていませんでした。

そこで質問ですが、周防大島町病院事業第1期再編計画でどのような総括をし、どのように周防大島町病院事業第2期再編計画に活かされているのでしょうか。大きな赤字の原因は、本当に予想を超えた人口減少や新型コロナウイルス感染症だけでしょうか。本計画について、町民の中に様々な意見や疑問があることから、スケジュールありきでなく議論を尽くし、町民の納得が得られるまで計画の策定を延期していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2019年12月に出された周防大島町病院事業局再編の概要についての資料と、周防大島町病院事業第2期再編計画（素案）の2045年時点の人口の予想が1,536人も食い違うのはなぜでしょうか。人口予想は、計画を立てるうえで土台となるものだと思いますので、その理由を教えてください。

では、2番目の質問、橘医院歯科金属金銀パラジウム合金の管理について。

1、橘医院歯科金属金銀パラジウム合金約58個分のおよそ500万円以上のものが多めに購入されていますが、病院事業局、橘医院の金銭管理、物品管理は誰がどのように行っているのか

しょうか。

なお、この件について、私も病院事業局に資料請求をしていますが、まだ届いていませんので、周防大島歯科医師会武中哲郎歯科医師の資料を参考にさせていただいています。

開設当初から、S 歯科技工所を使用していますが、歯科技工所との契約は、誰が、いつ、どのように交わしましたか。

誰が注文し、商品はどこに届き、次の注文は何を基準に注文していましたか。

病院事業局はどのように在庫管理をしていましたか。

既に2023年7月17日以降、歯科技工所との取引が中止となっていますが、誰がなぜ中止したのですか。現在はどう契約していますか。

歯科技工所に、金銀パラジウム合金が約58個分、およそ500万円以上のものがたまっていると思われます。この在庫は町の財産なので、当然返却してもらわないといけないものですが、返却してもらいましたか。

3番目の質問です。上関中間貯蔵施設建設計画について。

令和7年3月11日に、14年を迎えた東日本大震災の被災地では、今なお、福島第一原発の燃料デブリを数グラムしか取り出せていません。このように、一たび事故が起きれば人類の手に負えないのが放射性物質です。

今から14年前の平成23年6月16日、周防大島町議会で、国のエネルギー政策に対する意見書を提出しています。この中には、事故後3か月あまり経った現在でも、自分の住みなれた家に帰宅もままならない状況です、とあります。また、周防大島町と周防大島町議会は、今日まで安心・安全のまちづくりに全力を挙げていますが、福島原発事故は国の言う原発は安全という神話を事実をもって否定しました。私たちの住む周防大島町は、四国電力の伊方原発から40キロメートルあまり、中国電力が建設を予定している上関原発から20キロメートルから30キロメートルの地点、まさに緊急避難、自主避難の地域に位置します。一旦福島原発並みの事故が起これば、まさに観光の町どころか、死の町になる状況です、と書かれています。

中間貯蔵施設は、使用済核燃料をキャスクという容器に入れて、上関町の場合は海から運ばれてきますが、強い放射線を何万年も出し続け、キャスクに入っても微量の放射線は放出されており、50年たつとキャスクの遮蔽力がなくなると言われています。受入先がない中で、永久貯蔵にならざるを得ないでしょう。

これまでも町長宛に、2023年から2024年にかけて4回、延べ11団体から上関中間貯蔵施設建設計画反対の申入書が提出されていますし、3,223筆もの署名が届けられています。

既に民意は明らかだと思いますが、令和5年第3回定例会の田中豊文議員の一般質問の中で、町長が、町民の皆さんがどのように考えているのか、パブリックコメントであったり、アンケー

トであったりというような形でと回答されていましたが、アンケートの件はどうなりましたか。

田布施町議会議員 6 人が、上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議案を議長に提出しました。周防大島町民の安心・安全を守る責任がある町長として、どのように受け止めていますか。周辺市町と協力して、国や県や事業者計画の中止を強く要望していただきたいのですがいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。一つ一つの質問に答えていただくとありがたいです。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員から質問をいただきましたところの通告書に従いまして、大枠で3点の御質問のうち、私からは、上関中間貯蔵施設建設計画についてお答えをいたします。

1つ目の、田布施町議会の議員発議による反対決議案の提出についての受け止めでございます。今般の田布施町議会における動向については、報道による情報のみでございますが、議会として建設に反対する決議案が田布施町議会議長に対し提出をされたものと承知をしております。

こちらは、田布施町議会により審議が行われる案件でありますので、本町から見解を申し上げる立場にはないと考えております。

2つ目の、周辺市町と協力した、国・県及び事業者に対する計画中止の要望についてでございます。

周辺市町とともに計画の中止を要望していただきたいとのことですが、上関町における使用済核燃料中間貯蔵施設については、現在はあくまでも施設の立地可能性調査を実施されている段階であり、周防大島町としての見解や対応について申し上げる状況ではないものと考えております。

今後とも現状を踏まえたうえで、必要に応じて周辺自治体である1市3町で適宜情報を共有しながら協議を行い、今後の対応について検討を進めてまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、町民の安心・安全を守ることは町長の責務であります。これらのごとに十分留意し、今後とも取り組んでまいります。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 占部議員からの質問の大枠で3点の御質問のうち、周防大島町病院事業第2期再編計画についてと、橘医院歯科金属金銀パラジウム合金の管理についての2点にお答えいたします。

大枠1点目の周防大島町病院事業第2期再編計画についてです。

まず、周防大島町病院事業第1期再編計画でどのような総括をし、どのように周防大島町病院事業第2期再編計画に生かされているかという御質問についてですが、令和元年度に周防大島町病院事業第1期再編計画を策定し、東和病院の許可病床15床削減、橘病院の有床診療所化、や

すらぎ苑の介護老人保健施設から介護医療院への転換など、需要減少に対応したダウンサイジングや機能の転換等を行いました。

周防大島町病院事業第1期再編計画の実行により、事業規模の適正化、機能転換による診療単価の上昇など、一定の改善が得られましたが、新型コロナウイルス感染症の発生という想定外の事態が生じ、感染拡大時における通常業務の制限、受診控え等により患者・利用者が大幅に減少しました。

計画との間に大きな乖離が生じる状況となり、事業収支は大きく悪化しましたが、新型コロナウイルス感染症にかかる多額の補助金収益により、病院事業局全体の収支は令和2年度から令和4年度にかけて黒字決算となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となった令和5年5月8日以降も、コロナ禍で減少していた患者・利用者数は回復することなく減少し、また、補助金収益の減少もあり、令和5年度は多額の赤字を計上しました。

周防大島町病院事業第1期再編計画最終年である令和5年度の現金残高は、計画とほぼ同程度の約20億円を確保しました。しかしながら、これまでのその時々で最善と思われる改革を行いました。コロナ禍後の想定を上回る患者・利用者の減少により、医療・介護需要に見合った効率的な運営ができておらず、令和5年度に多額の赤字を計上することとなり、今後も地域に必要な医療・介護を提供し続けていくためには、さらなる抜本的な改革が必要であるとの結論に至りました。

そのため、公・民の役割分担を踏まえ、公立でなければ担えない分野への重点化、施設の統廃合などによる需要に見合った事業の効率化が喫緊の課題であると考え、周防大島町病院事業第2期再編計画を策定することとなりました。

次に、大きな赤字の要因は、予想を超えた人口減少や、新型コロナウイルス感染症のせいだけなのかという御質問についてですが、赤字の大きな要因として、コロナ禍後の想定を上回る患者・利用者の減少により、医療・介護需要に見合った効率的な運営ができていなかったことのほか、人件費の高騰による給与費の増加、物価・原油価格高騰による光熱水費や燃料費等、経費の増加があります。

次に、本計画について、町民の中にさまざまな意見や疑問があることから、スケジュールありきでなく、議論を尽くし、問題の解決が図られるまで、計画の策定を延期してはと思うがいかがか、という御質問についてですが、現在の経営を継続すると、令和7年度末には現金残高が枯渇する見込みとなっております。

少子高齢化が進展する本町においては、人口減少は若年層のみならず、既に高齢者層まで及んでおり、今後、医療・介護需要が大きく減少していくことが見込まれる中、公・民の役割分担を

踏まえ、公立でなくては担えない分野への重点化が急務となっております。

また、今後も地域に必要な医療・介護を提供し続けていくためには、施設の統廃合等による事業の効率化が不可欠となっており、早期に取りかかる必要があることから、令和7年3月に計画策定をし、実行することとしております。

大枠2点目の橘医院歯科金属金銀パラジウム合金管理についてお答えいたします。

橘医院歯科金属金銀パラジウム合金を異常に多めに購入しているが、病院事業局、橘医院の金銭管理は、誰がどのように行っているのかという質問ですが、病院事業局、橘医院の金銭管理は、周防大島町病院等事業会計規程にのっとり、病院事業管理者に任命された企業出納員及び現金取扱員が行っております。

当該歯科金属の会計処理につきましては、まず、診療部門である歯科が、技工指示書にて技工物の作成を業者へ依頼し、その後業者から1か月締めのご請求書が毎月届けられます。

その後、歯科と橘医院事務職員とが請求書と納品書を照合し、支払伝票を作成して、総務部財政課に支払伝票を送付、財政課は支払伝票を確認後、業者へ支払いを行います。ですから、病院事業局で金銀パラジウム合金を預かることはありません。

橘医院の支払伝票作成は、経理事務担当が実施することがありますが、責任者は企業出納員である事務長となります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） まず、周防大島町病院事業第1期再編計画と周防大島町病院事業第2期再編計画の人口に差があるということの御質問があったと思います。そちらについてお答えさせていただきます。

周防大島町病院事業第1期再編計画の住民説明会でお示した周防大島町の人口及び医療・介護需要の将来予想についてですけれども、こちらは、日本医師会の地方医療情報システムを参照しておりました。今回の周防大島町病院事業第2期再編計画につきましては、周防大島町人口ビジョン、こちらに基づきまして作成しており、人口推計で差が出た。人口推計の出典元の違いによるものと認識しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 1つ目の金銀パラジウム合金の件ですけれども、今、その金銀パラジウム合金を病院事業局が取り扱うことはないということですが、実際に数が合わない部分があるので、それはどこに行っているとお考えでしょうか。

もし、歯科技工所にあると思われるのであれば、歯科技工所に連絡はされましたかということ

をお伺いします。

先ほどの人口に関係するところですが、人口を前回と今回、出どころが違うところを活用したのはどういうことでしょうか。周防大島町人口ビジョンというのがよく分からないのですけれども、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） まず、歯科金属の件についての御質問です。

現在、病院事業局において状況を確認中ですので、それをもって内部で対応については検討したいと考えております。

2つ目、今回、周防大島町病院事業第2期再編計画について、人口の推計の出典を変更したことですけれども、この周防大島町病院事業第2期再編計画については、町と病院企業局が一体となって取り組むこととしておりまして、人口推計についても、町が重点課題を踏まえた関連事業の推進により、緩やかに人口が減少することを見込み策定したものということで、周防大島町病院事業第2期再編計画については、人口が周防大島町病院事業第1期再編計画よりは少し多い状況になっているということでございます。

周防大島町人口ビジョンについては、本町の将来の人口を推計したものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 1つ目の質問で、現在、状況確認中ということですが、これは、いつ頃までに確認する予定でしょうか。

それと、今現在どこにあるか分からないということで、在庫が消えていると考えられると思うのですが、病院事業局から、歯科技工所に連絡したことがあるのかということと、担当者はあまりにもずさんな管理と言えるのではないかと思います。その担当者の処分はされたのかということとか、このようなずさんな管理では、ほかにも問題がないとは言い切れないのではないのでしょうか。赤字だから病院再編計画と言っているのに、どうしてでしょうか。

これは町民の納めた税金ですので、公金です。町にも説明責任があると思います。内部での監査体制はどのようにされているのでしょうか。

例えば、大阪市では、各部署から監査をする人を出向させて、行政委員会というものをつくって、そこが順番に各部署に監査に回るということで、それを業務としてやっている、もちろん規模が違いますので、いろいろ各自自治体で工夫をしていると思いますが、ほかの自治体とも情報共有をし、早急に対策を検討して、このようなことが二度と起こらないように厳重に管理していただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 今の歯科の関係の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの繰り返しになって申し訳ないのですが、現在、病院事業局において状況を確認中でございますので、それ以上の対応については現在できていない状況です。

この確認ができ次第、内部で対応について検討していきたい、そのように考えております。以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。占部議員。（「答えをいただきたい」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 先日、平生町議会での一般質問で、放射性廃棄物の持込みと原子力関連施設の立地拒否に関する条例について定める考えはないかという質問があったそうです。このような持込み拒否条例は日本全国で40近くの自治体が定めているそうです。

周防大島町は無人島も多く、核関連施設の話が来ないとも限りません。建設作業が始まってから計画を中止させるのは大変困難だと思います。周防大島町民の安心・安全を守るために、今できることは全てやっていきたいのですが、いかがでしょうか。

周防大島町は島であるということで、周辺の市町の中でも最も避難が困難な自治体だと思います。ひとたび原発関連の事故が起これば、橋は1本しかありませんし、基幹産業である農業、漁業、観光など全てに壊滅的な被害が予想されます。事故が起きなくても風評被害による人口の流出、移住者の減少も見込まれます。ますます人口減少につながるでしょう。持込み拒否条例について検討していただけないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 再質問におけます占部議員からの持込み拒否条例ということでございます。

平生町議会でそのようなお話がということでございますが、詳細の確認をこれからしていけないところであります。

そして、今、そういった話であるのですが、今、上関町における、先ほども申しましたけれども、この使用済核燃料中間貯蔵施設、こちらは今現在あくまでも施設の立地可能性調査を実施されている段階でございます。よって、その条例ですとか、持込み拒否ということ以前の今は段階であると認識をしておりますので、今後推移をしっかりと見ていくということでございます。

そしてまた避難ということもございましたけれども、こちらはまだ立地の可能性の段階であり

ます。どのようなものが今後計画されていくのかということも、まだ詳細が明らかになっておりませんので、こちらもしっかりと推移を見守っていくという、今の段階であろうかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 持込み拒否条例については、上関町の使用済核燃料中間貯蔵施設とは直接は関係ないというか、関係がないわけではありませんが、周防大島町として持込みを拒否するというので、これから先のいろんなそういう放射性物質のあるものを持ち込まれるときに関しての拒否ということなので、周防大島町独自で考えられるものだと思いますので、よろしく検討をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 病院事業局の再編計画についてですけど、非常に膨大な赤字に対して、経営についての意識改革が必要ではないかと思えます。

まず、部門管理とかはしているのかどうかということと、部門別で管理をして赤字の原因を発見して問題点を明確化する必要があると思えます。経営対策会議というのはどのぐらいの間隔でされていますか。

民間病院を経験しているものからすると、経営に対して危機感を全く感じられません。例えば、物品、備品の値段を表示したりなど、経営を意識できるものを見える化するなど、職員の意識改革が必要ではないでしょうか。

ベッドコントロールでは、朝退院、午後入院とまでは言いませんが、そのくらいの気持ちで目標を達成するということが必要ではないでしょうか。

大島看護専門学校の募集については、寮があるということを生かして、近隣の県だけでなく、四国、九州はもちろん関西、関東、北海道なども視野に入れて、町人会などの機会も生かして広報活動をしてはいかがでしょうか。

ホームページに載っています施設基準によると大島病院と東和病院とでは非常に数が違います。34対20です。もし加算を取るための研修が必要であれば、受けに行くべきではないかと思えます。

例えば、やすらぎ苑なら介護度の高い方を積極的に受け入れるとか、いずれにしても現金が枯渇する事態に陥るとするのは経営人の責任は免れないのではないのでしょうか。どのようにお考え

でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 部門管理というところのお話がありました。診療科別の収入の状況については、こちらが管理をしているのですけれども、部門別までは管理ができていないという状況です。

あと、大島看護専門学校の募集についての御意見もありましたけれども、現在、県外についても学校訪問を行っております。町人会というお話もいただきましたが、様々な方法について検討してまいりたいと思います。

また、今回、再編計画においても書いておりますけれども、風通しがいい職場づくりということもあります。病院事務局総務部が各施設に赴いて、いろいろな課題について解決していこうと、そういったことも盛り込んでおりますので、そういったことにより経営改善に努めていきたいと思っております。

経営責任ということについてもお話がありましたけれども、こちらも繰り返しになりますが、これまでその時々で最善と思われる改革を行ってございましたけれども、想定を超える患者・利用者数の減少がありました。そのようなことから、こういった多額の赤字を計上することになったということがございますので、周防大島町病院事業第2期再編計画を着実に実行することによって、効率的な運営体制を構築していきたいと考えております。（発言する者あり）

やすらぎ苑の介護度についてのお話がありました。

やすらぎ苑については、介護度だけではなくて、やはり医療が必要な方が入る施設でありますので、そういった医療が必要な方を対象としておるということで、介護のみで対応するということではございません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 不安とか疑問とかはたくさんありますが、町民の最も強い待ったなしの願いは救急の受入れだと思います。私が特別養護老人ホーム白寿苑で勤務していたときなど、東和病院のすぐ近くですが、救急車が、病院が決まらないのでなかなか特別養護老人ホーム白寿苑から出発できないこともありました。

まずは、東和地域の近くの方だけでも、夜間休日の救急依頼についてだけでも、救急車に待っておいてもらいながら、取りあえず1回は診ていただくということは考えていただけないものでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 一般的な回答になってしまうのですが、救急患者対応に

については、現在、救急告示病院である東和病院、大島病院が担っておるところです。しかしながら、少なからずお断り事例があることも事実でございます。

今後は電子カルテ等を更新する計画もありますので、この令和7年度周防大島町病院事業特別会計予算にかかる議案を御議決いただけたら、そういったクラウド型の電子カルテの導入等を行いまして、病院間の病病連携、郡医師会の先生方との連携、こういったことを構築しながら救急患者への対応について強化を図っていきたい、そのように考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） いろいろと困難はありますが町民の命と健康を守ることが一番大事なことから、病院再編による町民の負担ができるだけ最小限になるよう、例えば受診の車の確保などについての十分な配慮をお願いして、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、山中正樹議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 議席番号6番、公明党の山中正樹でございます。

先日3月11日に東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から14年を迎えました。災害関連死を含めた2万2,000人を超える死者、行方不明者に思いをいたしますと、今なお深い悲しみを覚えます。犠牲となった方々と御遺族に哀悼の誠をささげたいとこのように思います。

東京電力福島第一原子力発電所事故で、一時、全町避難を余儀なくされた浪江町では、住民の奮闘で、現在は住みたい田舎ベストランキングの総合1位を2年連続で取ったということで、すばらしいことが起きております。

また、元公明党の国会議員でありました浜田元復興副大臣は、引退後3人の家族を残して双葉町に移住をし、復興コンサルタントとして第2の人生を送っておられます。復興にかけるこの様子がドラマ化されて、先日テレビ放映が行われました。家族の友人やそれを亡くした悲しみに向き合い、失われた故郷への思いを胸に前へまた前へと歩み続けておられます。

公明党は、福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしとの決意で、新たに迅速かつ着実に復興施策を進めてまいりたいとこのように思っております。

今回の一般質問は、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けて、令和6年12月18日に厚生労働省にて待望の第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会が開催されました。そこで带状疱疹ワクチンが議題にあがり、令和7年4月1日より定期接種が始まることと決定をしたそうでございます。

質問は、1点目に、今回の助成対象に決定した年齢そして個人負担金の詳細について、我が町の状況をお尋ねしたいと思います。

2点目は、助成対象年齢について65歳以上となっております。そこで町独自の満50歳以上を提案したいと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員の带状疱疹ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンが定期接種化され、本町におきましても準備が整い次第実施することとしております。

対象者につきましては、国の方針に基づき、65歳の方と60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方としております。また、5年間の経過措置として、65歳を超え100歳までの5歳刻み年齢の方も対象としております。

なお、101歳以上の方については、令和7年度に限り対象としております。

個人負担金につきましては、接種費用の3割を御負担いただくこととしており、組み換えワクチンが接種費用2万2,060円の3割6,620円、生ワクチンが接種費用8,860円の3割2,660円となっております。

なお、組み換えワクチンにつきましては、2回接種となります。

次に、助成対象年齢についてでございます。県内において、任意接種として50歳以上を対象としている市町があることは認識しておりますが、引き続き情報収集を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） この带状疱疹ワクチン接種の定期接種に向けては、私は、令和4年12月定例会と令和5年9月定例会に一般質問をさせていただきました。

令和5年11月当時では、日本全体を見ていきますと、带状疱疹ワクチン接種を市町独自の公費助成金を導入して行っておられた自治体は、全国の1,741自治体の中で301自治体で行われておりました。さらに令和6年5月、635自治体が導入しております。令和7年に至っては、1月に738自治体まで大幅に増えております。

今回の定期接種に向けては、大きな起点となったのが、東京都議会の令和4年第4回定例会で、

公明党議員が带状疱疹ワクチン公費助成を代表質問で訴えたことをございます。その後、都内で46市区町村で公費助成が実施されました。令和6年12月にはやっと国が動いて定期接種が始まっていくというプロセスになるわけですけれども、全国の状況を見ていくと、これまでに周防大島町で公費助成ができなかったことが非常に残念でなりません。

そこで、带状疱疹ワクチン定期接種に対しての周知をどのようにやっていかれるのか、1点お伺いいたします。

また、国では令和7年4月より定期接種ができると言っていますが、実際のところ町ではいつからできるのか、その状況、進捗状況を教えていただきたいとこのように思います。

そして、接種できる医療機関がどれだけあるのかお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大久保健康増進課長。

○健康増進課長（大久保晴美君） 周知につきましては、ホームページ、町の広報4月号に掲載いたします。また、令和7年度中に対象となる方には個別に御案内を送付いたします。

次に、带状疱疹ワクチン接種の開始時期につきましては、令和7年4月中旬ごろに送付する御案内がお手元に届いてから希望する医療機関に予約していただくことになります。

次に、接種できる医療機関につきましては、町内の10医療機関及び山口県内の広域予防接種協力医療機関で接種できます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。自分の周りにも带状疱疹になったとしても、なかなか耳に入ってこない。何かの拍子で、その話が出てきます。私は2回なったよとか、そんな感じで、ぜひこの带状疱疹定期接種がスムーズに行くことを切に願っておりますので、周知の方法また医療機関等との連携を取っていただきながら、それを進めていただきたいと思っております。

私からは、そんなにたくさんの質問はございませんけれども、最後に藤本町長にお伺いしたいと思います。

私ども周防大島町は高齢化率が55%を超えているわけですけれども、町独自で50歳代からのワクチン接種への公費助成ができるように拡大をして、より多くの町民が接種できる環境整備が、また構築が必要かとこのように考えております。

私が調べたところ、50歳代から今現在公費助成をやっている自治体では、738自治体のうちの703自治体がこの50歳代以上を実施しておる。つまり95.4%が自治体独自での公費助成を実施しております。

私は、この周防大島町でも50歳代からの独自の公費助成を実施して、带状疱疹の痛みから解放される町民が少しでも増えることを望んでおりますけれども、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員から御質問いただきました高齢化率55%を超える本町でございますが、50歳代からの带状疱疹ワクチンの接種という御提案でございます。

これは国からの今詳細な説明は、まだありませんけれども、定期接種の対象者65歳以上としております。その理由というものが、带状疱疹ワクチンの効果持続期間、これが5年から10年であると言われております。よって、発症年齢のピークであると言われております70代に達した時点での予防効果を考慮して65歳の方という設定をされているのかなと認識をしておるところでございます。

先ほど、50歳代からの接種につきましては、答弁させていただいたところですが、引き続き周辺の自治体また情報収集等をしっかりと行いながら、また現状をしっかりと見ながら検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。

先ほども私申し上げましたとおり、既に公費助成をやっている市町村におきましては738自治体あると、これは1,741自治体の中での数でございます。そして703自治体95.4%が既にそういういろんな情勢を踏まえながら公費助成を実施しているというこの事実を、現実を、踏まえていただきたいとこのように思います。

周防大島町がこれからも住みよい町に向けていくときに、こういったひとつのワクチンあるいは住民に向けての町の施策というものが、非常に大きな重要な位置を占めてくるのではないかとこのように思います。

私からは、一般質問は以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、11番、久保雅己議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 議席番号11番、久保雅己です。

防災・減災対策について伺います。

このことに関しては、今日まで度々伺っておりますけれども、結論らしいものは何にも出ていませんけれども、ここ最近、特に南海トラフ巨大地震に関しては報道も国もかなりの頻度で取り上げられていますが、この周防大島町での地震の被害というのは2001年（平成13年）3月に芸

予地震があります。これが24年前ということで記憶には残ってないかも分かりませんが、日本全国で言うと阪神・淡路大震災これが30年、東日本大震災から14年、能登半島地震から1年余りが経過しております。

特にどの地域もインフラの復興が非常に遅いと感じておりますし、住民の方もその辺のことはいろいろ不安に思われているところではないかと思えます。

それでは、質問の1点目から伺います。

周防大島町の生命線である大島大橋の管理状況についてです。

開通し50年、視覚で見えるところ、目で見えるところはいいですが、一番私が気になるのは海中部分の基礎部分です。これに関して、県とどのような話合いができているか、どの程度の知識が町にあるか、これをお伺いしたいと思います。

2点目、この件も度々申し上げていますが、結論らしいものは出ていません。避難場所の見直しについて、災害によって避難場所が違ふと思いますが、住民等々と話合いをされ、避難場所の見直しについて、どの程度検討されているかを御返答ください。

3点目、災害時に避難場所にどの程度の備品が準備されているか。

これは前回も申し上げています。避難場所の一覧と備品の一覧表を提出してくれということをお願いしておりますが、全然資料はいただいておりません。議会を軽視しておるのではないかと憤慨しております。

4点目、港の整備状況でございます。

大島大橋外国船衝突事故から今年で7年目になるわけですけれども、海に囲まれている離島である周防大島町、3,000トンから5,000トンの貨物船が横付けできる港は1か所もありません。

あのときに私は、単独ではありますが、平郡航路の船長と事務長、柳井市の許可は取りましたけれども、あの船がどこかに着けられないかということで御相談したら、わざわざ周防大島町まで来て見ていただいたのですが、船を着ける所が全くありません。ですから緊急の場合、いかにどうするか、重量があるものを運ぶ場合どのようにしたらいいかということ、空輸では、ほとんど限られたものしかできませんし、燃料は限られています。その辺のことをどの程度慎重に考えておられるのか御答弁をいただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 久保議員の防災・減災対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の大島大橋の管理状況について、山口県と打合せをしているのかの御質問にお答えいたします。

大島大橋は山口県が維持管理を行う国道施設であり、県からは随時必要な情報の提供を受けているところです。

山口県では、平成24年3月に策定した山口県橋梁長寿命化計画の適宜見直し、これは直近においては令和5年3月に改訂をされております。こちらを行いながら橋梁の点検や補修、維持管理方法などを計画的に行うとし、さらに、大島大橋をはじめとする県内16の長大橋については、計画期間100年、こちらは計画の見直し10年以内としておりますが——とした個別補修計画を策定し、予防保全型での維持管理が行われているものと承知しております。

大島大橋個別補修計画では、2031年までに一定の大規模補修を完了し、2032年からは予防保全型の維持管理を実施するとされています。

今後も情報収集や国・県への要望等に努めてまいります。

2点目の避難場所の見直しについての御質問にお答えいたします。

避難所には、指定緊急避難場所と指定避難場所があり、災害対策基本法により、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難場所を区別して指定しなければならないとされています。

指定緊急避難場所は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民の安全確保を目的として、住民等が緊急に避難する施設または場所を位置付けるものです。

指定避難所は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。

避難場所及び避難所の見直しにつきましては、県河川の洪水浸水想定、高潮浸水想定が発表された場合や、施設の廃止等があった場合には、随時行っております。

令和7年度には、町内10か所の小規模河川の洪水ハザードマップの作成を予定しており、あわせて災害による指定区別の見直しも行います。

現在、周防大島町では、公の施設、民間企業等の協力を得ている施設あわせて、指定緊急避難場所33か所、指定避難所141か所を指定しておりますが、指定から年数が経過しているため、施設の状況等を再度調査し、適宜見直しを行ってまいります。

3点目の避難場所への備品の準備状況についてお答えいたします。

避難所用備品、消耗品につきましては、主要な避難所11か所にマットや間仕切り、災害用テント等を備えています。

その他の避難所につきましては、地域の自主防災組織において、自主防災組織防災資機材補助金を活用した備蓄をお願いしているところでもあります。

被災により避難生活が長期化するおそれがある場合には、町内18か所の防災倉庫、山口県大島防災センターから必要としている避難所へ備蓄物資を届けると同時に、災害時協定等を締結した企業や団体等から必要な物資を調達するなどし、速やかに対応することとしております。

4点目の貨物船が横付けできる港の整備についての御質問にお答えいたします。

本町の地形や周辺海域の水深、航路の複雑さ等から、大型の貨物船等が着岸可能な港の整備は、現状を鑑みると困難ではないかと考えております。

災害等により、大島大橋が長期間不通となった際は、民間船の借り上げや、周防大島松山フェリー株式会社へフェリーの増便や柳井港との折り返し運航を要請して、既存の港を活用し対応することとしています。

また、危険物や重量物の運搬に支障がある場合には、自衛隊へ支援を要請し、漁港の船揚げ場や砂浜にも接岸可能な揚陸艦での運搬を想定しております。

令和6年11月4日に行った町防災訓練においても、海上自衛隊呉総監部所属の給水船を派遣いただき、給水訓練を実施し、自衛隊との関係性の構築を図ったところです。

今後においては、海上自衛隊の給水訓練に加え、揚陸艦で車両等の運搬を想定した訓練を計画するなど、災害時の物資輸送を迅速に行えるよう努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 今、お伺いしましたけれども、もう少し具体的に本来は回答をいただきたいのですが、大島大橋の管理状況というのは、基礎部分です。見えるところは先ほど申しましたように、いいか悪いか分かるのですが、一番懸念するのは海中部分。このときに地質調査に関わった人も私存じていますけれども、一番怖いのは基礎部分。これに関して、県とそういう話をされているかされてないか、まずそれをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。先ほど町長が答弁した部分とかぶるかもしれませんが、県の大島大橋の管理については、山口県が行っているということでございます。

この管理状況につきましては、山口県橋梁長寿命化計画、また大島大橋については個別補修計画というのを県が作成しております。これもホームページ——インターネットで検索ができます。

その中にいろいろとその点検や調査方法について、事細かくはないのですが、一般の人が見て分かるような計画書となっておりますので、もし、コピーしたものが必要であればお渡ししようかと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

やはり大島大橋については、先ほど申し上げました個別補修計画、山口県橋梁長寿命化計画にのっとった対応を県はしていくとなっております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 今説明がありましたので資料はいただきたいと思ひますし、県が管理というのは重々知っておりますけれども、県が困るわけではないので、一番困るのは我々

周防大島町民が困るので、その辺は重々慎重に、再々やはり検討していただきたいと思います。

次に、避難場所の見直しについてですけれども、その状況によってはするということであるの
でしょうけれども、この避難場所の見直しに関して、住民との話し合いはどの程度されておるのか、
御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

避難所の見直しについては、さきの議会でも申し上げておりますが、やはりいろんな被害想定
について、国・県ないしいろいろ変わってきて、その都度見直しを行っております。

南海トラフ巨大地震の被害想定については、来年山口県が令和7年度中に被害想定公表を行
うと今なっております。それを見込んだうえで県の防災計画も修正が入りますし、本町も、その
被害想定を見ながら適時、町の防災計画についても修正をしてみたいと考えております。

当然、その状況によって避難所を見直す場合は、そこにおられる方々の意見は当然必要になっ
てこようと思います。

そういった意味でどういった意見を聞くかということになってくると、全体で言うとやはり防
災計画、町の基本であります防災計画を見直すには、パブリックコメントを求めて、いろんな町
民の方からの意見を求めるべきであろうと思っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 避難場所の見直しということで度々伺っていますが、いろんな
法的なものがあるのでしょうけれども、最悪のことを想定しながら何かやっておかないと、それ
は自助、共助、公助で、公助が一番最後になるわけですけれども、その辺の平素の指導というか
住民に対しての指導、その辺も踏まえたもので、住民との話し合いをもっと真剣にしていだ
きたいということです。それに関しては非常に不安に思っております。

これはもう、そういうことですから、別にこれ以上聞いてもしょうがないでしょうけれども、
次に災害時の避難場所にどの程度の備品が準備されているかということでございますが、前回に
も資料の提出をお願いしておるところですが、何もなされてないというのが現実です。

要するに避難場所とかの備品なんかはより多くの人知っておかないと、いざ緊急の場合は対
応できないのではないかと不安を常に持っております。

所詮、離島、島国であるということは、7年前になりますが、重々に感じておられると思いま
すけれども、その辺のことを理解しながら議員には一応、こういうところにはこういう物があり
ますという一覧表の提示をお願いします。

前回お伺いしたのですが、テントは50張りと聞いておりますけれども、もう全然お話になら
んわけですけれども、津波が来た場合に7割の住居地が浸水するということであれば、簡単に掛

けても9,000人以上の人があふれるわけですが、誰でもそう思いますけれども、高いところに逃げ、雨水はどうやってしのぐかということです。

せめて3,000張りぐらいのテントは必要だと私自身は思っていますが、予算もあるのでしょうが、そういうことは年々準備していくことが行政として一番大事なことはないかと思いますし、個々もやはりそういうことを準備してくださいということを常に通達するということが必要ではないかと思いますが、その点に対していかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町で防災倉庫が18か所の設置があります。

その設置の中身については、町のホームページで広く町民の方が見れるように、どういった物が置いているのかというのは掲載させていただいております。

1点、南海トラフ巨大地震で9,000人という数値が久保議員からありましたけれど、町が県との被害想定で見込んでおるのが、大体5,000人程度の避難者が出るであろうというような被害想定がされております。

今回、こういったことについて、やはり見直しをされるということで、どれぐらいの避難者が想定されるのかというのは、現在私にも分かりませんが、前回の被害想定では、5,000人が避難されるのではないかという想定でございます。

久保議員が言われるように、避難物資については、やはり町の財政状況を見ながら、備蓄は常に更新をしております。

ただ、それが全て賄えるかというと、やはりそこまでの備蓄品はございません。

町も積極的に備蓄をするにあわせて、やはり町民の方々もそれぞれ自分で食べていける、少しでも備蓄をしていただくように引き続き周知はしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） ホームページを見ればということですが、私もそうですが、なかなか一般の方がおそらくそんなことを見られてないと思いますし、いざというときに、どこへ緊急に求めたらいいのかということは、多くの人間が知っておかなければならないというのが私の持論でございます。

資料の提出について、御返答をいただいていませんので、これをどうするかということ。

それと県の想定で5,000人ということですが、防災の専門家の人とも話をしましたが、多分震度6弱であれば木造の家はほとんどが崩れるのではないかと、例えば私の家は崩れるということをはっきり言われましたけれども、そういうことも想定すれば5,000人は避難者の半数ではないかと思えます。

この件に関しては、資料の提出を職員にお願いして2回目ですが、出てないが、これに関しての御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

備蓄品の一覧表は、ただ、これも常に備蓄量変動してくるので、何年何月何日時点というようなものになってこようかと思えます。それでよければ、以前、たしか委員会で出している……先ほどの大島大橋の長寿命化計画とあわせてお示しをしたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 早々をお願いしたいと思えますし、ホームページを見れば分かるでしょうが、避難場所も多分、議員私も含め、どこにあるかということが把握できていないと思えますので、その辺の資料も一緒に提出いただきたいと思えます。

次に、港の整備、喫水とかいろんなものがあるから非常に難しいだろうと、町長の答弁ではございましたけれども、例えば南海トラフ巨大地震を想定した場合であれば、この周りの市町村は全部パニックしているはずで。

自衛隊が来てくれるのは、おそらく人口の少ないこの周防大島町が一番最後になるのではないかと、私自身は思っています。

ある程度、町でできること、国にお願いすること、県にお願いすること、多分万が一の災害があった場合には、右往左往ということだろうと思えます。

令和7年10月で7年になる大島大橋外国船衝突事故のとき、水はどうか、飲み水はどうか、井水とか、元の開水路でなると思っていました。

それで、私はたしか朝7時に町にお邪魔して、私が一番心配したのは、燃料がなくなるのではないかということが非常に不安でした。

そのためには命綱である周防大島松山フェリーですが、危険物を運ぶ場合には海上保安庁の許可が要るわけです。

そういうことも私は船会社におったので重々知っておりますし、お願いしたのですが、取り込んでおまして、昼前に、その時の副町長がお見えになって、一緒に海上保安庁にお邪魔したのですが、海上保安庁も建前で、危険物ですからロックがかかって、その車輛が動かないようにしなければいけないということを若い担当者はおっしゃったのですが、そうするとドックがあいているかどうか、それで工事をしても2週間かかりますと言われた。

2週間すればおそらく周防大島町内には燃料は全然ありません、万が一いろいろな事故が発生したときには海上保安庁が責任を取られるのかということをお話しておくと、すぐに上司の方が来て、

これは緊急の場合ですから結構です、早期に対応しますということでした。

とにかく離島であることで、この港の件は何が一番心配かという点と燃料です。例えば災害があつて、復旧作業するのは燃料がなかったら何もできないわけで、人力では限られるわけですから、その辺のことをよくよく考えられて、今後の対策をしていただきたいのだが、どのようにされるか、御返答をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 久保議員の質問にお答えいたします。

4点目の貨物船の問題、港の整備についてでございます。

これ先ほど町長が申し上げたとおりでございます。久保議員も言われるとおり、3万5,000トンの貨物船が横付け出来る港の整備と通告書にはありましたけれど、そういった港を当然整備をするとなると莫大な予算が必要になってこようと思います。

当然、町が行う事業については、漁港が中心となりますけれど、そういった事業の補助事業にも対象外でありますし、その財源を町単独でやるとなると、はっきり言ってできない状況でございます。

では、どうするかということになりますと、先ほど町長が申し上げたとおり、やはり自衛隊の力をお借りするしかないと思っております。

そういったことも踏まえて、昨年度も自衛隊と給水訓練を行いましたし、今年度においても自衛隊との合同の訓練をさせていただくような計画で今進めております。

先ほど久保議員が言われましたけれど、町の防災計画が今後見直されると思います。

前回の防災計画については、避難所の一覧表も含めたうえで、議員にはそれぞれ配付をさせていただいております。

今回見直した分についても、議員には全てを配付しようと思っておりますので、まとまった機会にご高覧いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（11番 久保 雅己君） 町の考え方は分かりました。

災害時の避難場所云々で、国が令和6年11月に移動トイレや移動キッチンの補助金を出すというのが新聞紙上に載っておりました。

移動トイレの場合もそうですが、イベントのときに使えたりするので、やはり避難場所が一番困っているのは、これ新聞の切り抜きをたくさん持っていますけれども、トイレの問題だというように伺っています。

個人でも簡易トイレを準備するとか、町もそういう移動トイレとか、そういうことをどんどん指導していくということは非常に必要ではないかと思っておりますし、くどいですがけれども離島である

ということを再認識していただきたいし、その対策は考えていただきたい。

おそらく災害があったら島の人口は半分になると思います。

その辺の将来的な展望を考えて、いろいろと防災のことは御検討いただき、また新しいことがあれば御報告いただきたいと思いますが、もうこれ以上言ってもあれでしょうから、新しい整備状況等があれば御報告いただきたいと思います。

災害は、いつ、どこで起こるかも分かりませんし、先般、山口大学の先生もおっしゃっていました。

30年、20年、10年ということを行っていますけれども、今起こるかも分かりませんと、それだけの準備はしておく必要がありますということをおっしゃっていました。

前回も言いましたけれども、備えあれば憂いなしということで、備えだけは早めに十分にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 久保雅己議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時43分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の一般質問、私にとっては普段と少々毛色が異なりますが、議会につきまして、町の1つの機関としての側面から主に議員定数と議員報酬をテーマにして、今後の議会のあり方とまちづくりという総合的な観点から質問をいたします。

言うまでもありませんが、これから一般質問の中で述べます意見は私の議員個人としての意見でありまして、議員の間におきましても様々な御意見もあると思いますし、今後、議員の共通認識そして議会としての意思決定にまで昇華できればという思いではあります。そこは本日の町長の答弁、そして今後の議会での議論次第ではありますので、本日のところはあくまでも議論の端緒となればという思いでの議員個人の主観による発言であることを踏まえまして質問をお聞きいただき、議会という本町の機関の1つに対しての町長のお考えとして御答弁をいただければと思います。

まず、本日の質問の前提となります状況につきまして少し触れておきたいと思いますが、主に議員のなり手不足を背景といたします議会のあり方に関する議論は、国や全国町村議会議長会を

はじめ、各地方議会やシンクタンク等により活発な議論や提言がなされておりまして、議会の機能強化により、その自主性や自立性を高める制度改正が累次にわたり行われているのは御承知のとおりであると思います。

また、地方分権社会の進展に伴いまして、地方議会に期待される役割はこれまで以上に一層重要になってくると考えられますが、その一方で地方議会の現状につきましては、その果たすべき役割を十分に果たせていないのではないかという指摘も見受けられることから、地方議会のあり方について、各議会において主体的な議論や取り組みが必要な時代になってきているものと考えておりまして、それは本町議会におきましても同様のことが言えると考えております。

言うまでもありませんが、地方議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとしまして、二元代表制のもとで、議員と同じく町民から直接選挙された町長を代表とする執行機関とが相互に牽制し合い進むべき方向をコントロールすることにより、地方自治の適正な運営を期することとされているものでありまして、憲法や地方自治法で規定された町の機関の1つであります。実際のところはその活動や意義が見えにくく、住民に十分理解されていない面もあり、場合によっては間違った認識を持たれているという実態があることも否定できないものと言えます。

もちろん、これらのことについては、議会や議員として情報発信や説明責任を果たすべく、さらなる努力が必要であることは当然のことであると言えますが、一方で議員は自ら選挙に立候補し町民の負託を受けた身分であるというその立場上、町民からは周防大島町及び町民のために、まるで万能のように機能を発揮することが求められ、その要求は場合によっては議員としての所掌の範囲を超えることも多いものであります。

議員が町のため町民のために全身全霊でその責務を果たすべき努力をすることは当然であります。例えば私のような行政監視型の議員は、町が提案する議案に何でも反対する、すなわち反対のための反対をし、町の足を引っ張るだけのネガティブな議員として批判的に受け止められていることも誠に不本意ながら事実として存在することでありまして、反面、町議会は賛成ありきではないかという真逆の御批判を聞くことも多く、こうしたことに限らず、要するに議員は表面に表れる外形的なことのみに要素として判断され、それを受忍せざるを得ない現実があることも否めないものと言えます。

もちろん議員に対する様々な御批判も真摯に受け止めなければならないと考える一方で、そのような批判に萎縮し議員本来のやるべき活動がおろそかになるようなことでは本末転倒であると言え、そのような負のスパイラルに陥ることなく信念を持って活動をしていくものではありませんが、いわゆる外形的な評価によって、例えば議員不要論をはじめ、議員報酬削減やボランティアや日当制とするべきであるといったごときの極端な声には強く反論せざるを得ないものと考えて

おります。

議員となったその動機は様々だといたしましても、皆、最終的には自らの決断で選挙に臨み、議員としての身分を得たものであります。それぞれが主張すべき強い意思を持ち、自らの思い描く活動によって、究極的にはこの周防大島町を少しでもよくしたい、周防大島町の発展に貢献したいという公益的な観点からの突出した強い志があることは、少なくとも本町の議員には共通することであると認識しております。

ここで議員となるための高いハードルである選挙についても少し触れておきますが、すばらしい主義主張や意見をお持ちの町民の方も多くおられる一方で、実際のところは二の足を踏むのが選挙というものであるのが現実でもありまして、それでも選挙という厳しい経験を通して、町民の負託を得て議員になったものであります。

私は選挙運動を1人で行うスタイルでありますので、割と自由に行動でき、主義主張ができる立場ではあります。それでも選挙運動中にいわれのない御批判を賜るような出来事もあるように、地域社会の選挙に対する目は、はた目に見る以上にゆがんだ面もあるものだと思います。

そうした面もあることから、実際には他方面に対して神経を使いエネルギーを消耗するのが選挙の現実でもあります。

そのような現実があっても、思いのある人、熱意のある人が参加しやすい選挙にするために、言い換えれば選挙というハードルのために有能な人材が議員になることを諦めることのないよう、選挙制度自体の工夫や有権者の意識改革も必要であると考えております。

選挙という稀有な経験の結果としての議員の身分であるからこそ、議員として不合理なことでも受忍するという萎縮した姿勢ではなく、議会や議員の活動について正しい情報のもとで適正な評価がされ、相応の処遇があつてしかるべきだとも考えております。

もとより議員であるからという理由で、その権利の放棄を強制されるべきものでないことは言うまでもありませんし、議員という身分であるがゆえに不合理なことでも受忍しなければならないというものではなく、あくまでも公益的観点からあるべき姿を目指し、そのために日々活動することは議員としての責務であるとも言えるものですが、そのためにはその基礎となる処遇が十分でなければならないものとも考えております。

もちろん、そこで私がよく批判もするように、お手盛りのそしりを受けることのないよう外部の意見もしっかり取り入れながら、客観的に議論、検討し、意思決定のプロセスに細心の注意を払うことは必要不可欠であると考えております。

議員も一人の人間として尊重されるべきであることは当然のことですが、一般論といいたしましは、個人としての生活基盤が不安定な状況にあるようなことでは、町民のため、周防大島町のための活動などできるはずもなく、財政的な理由はもとより議員に対する間違ったイメージもあ

ることから、批判の声が上がることは覚悟のうえで、あえて議員報酬の改定の必要性を主張するものであります。

もちろんこのことは議員の資質向上や議会の改革とセットで考えるべきことでありまして、そこは住民をはじめ、外部の御意見も聞きながら、周防大島町の発展に共通認識を有する議員及び町長そして執行部全体の議論、検討が不可欠であると考えております。

私は日頃から執行部の前例踏襲至上主義を批判しておりますが、我が身を置く議会がそうした批判を受けることがないようにしなければならないとも考えておりまして、周防大島町の機関の1つである議会について、議会のあり方を見詰め直し、新しい時代に即した議会と議員のあり方について、町長としての考えを求め、議論をしたいと考えて本日の質問をするものであります。

さて、周防大島町も誕生しまして20年が経過し、議会の構成はもとより、そのあり方や町民の議会への期待も少しずつ変化しているものと思われませんが、社会全体において議員や政治に対する誤った認識が蔓延していることも事実としてあると受け止めております。

こうしたイメージの低下は否めないところでもある一方で、実際のところ、議会の使命や仕事が町民に伝わり切れていない状況は20年前からほとんど変わっていないということも実感であると言わざるを得ないものであります。

議員は何をしているのか分からない、議員が多過ぎる、報酬が高過ぎるなど、マスコミやネット情報などに起因すると思われるいわれのない批判を受けることも多いものであります。

私自身について申し上げますと、結局は私の情報発信が不足していることに尽きるものと言えますが、反省もしなければならぬと認識をする一方で、一口に情報発信と申しまして、議員たる公人として正確な情報発信をするには相応の調査や検証が必要不可欠であり、相当な時間とエネルギーを要するものでもあります。

一方でネットなどでは、地方議員は年間300日の休日があるなどといった発言をする現職議員もいるようですが、人それぞれのことであるとはいえ、私に言わせれば、議会への出席がない日を休日と捉え300日も休日であるというのは、議員としてやるべきことが際限なくある中で、まさに議員の職責に対する自覚不足であり、議員として全くの努力不足で本末転倒な発言であると受け止めざるを得ないものであります。実際はこうした情報を基に地方議員が同等に批判されてしまうことが現実でもあります。

財源も明確な権限も持たない議員ができることは限られており、地域の課題を解決するための水面下での執行部に対する提言や一般質問を通して政策実現を図るための活動などに限定されるものと言えますが、それも実現するかどうかは町長の裁量に委ねられていると言っても過言ではないのが現状であると言えます。

そのような状況におきまして、町民の負託に応え得るこれからの二元代表制における議会は、

議員個人の活動をベースにしつつも、基本的に単独行動である議員の活動を組織としての議会の活動に昇華させるために、議員間で議論検討し、議会としての意思表示や政策提言ができるような組織に変わっていくことが必要であるとも考えております。

現在は町長の提案を受けて、その可否を議会が議論し決するという受け身の姿勢が基本となっておりますが、議員各自の考えや思いを議会内で議論し、それを集約した形で、議会が機関として政策意思を形成し、町長に提案するという政策立案型の議会となることも議会のあり方についての議論の1つであると言えますし、厳しい時代にある地方議会、そして地方自治体にとって生き残るための1つの手法であると言えます。

実質的には、そのような形で機能している面もあると言えるのかもしれませんが、そうした活動を見える化することこそ重要であり、そうすることで議会に対する町民の理解を深め、住民参加を促進することにもつながるものだと考えております。

反対ありきと言われる私がこうした発言をするのには違和感を持たれるかもしれませんが、町長、執行部、議会、そして住民が一体、すなわち目指すべき1つの方向性を持って多様な主体が地域の課題解決に取り組んでこそ、実効性のある成果に結びつくものだと考えております。

もちろんその過程において、情報共有や真摯な議論は欠かせないものであるとともに、その牽引役となるべきは議会や議員であるとも考えております。

議会がそうした機能を発揮するためには議員個人の研さんや努力が大前提であり、議会や議員の活動を見える化できるような仕組みづくり、すなわち議会改革が必要不可欠であると考えております。

多様な考えや意識、利害関係のある中で、現実として、こうした一体的取り組みは困難を伴うものだという事、これまで何度も経験し実感しているところでもありますので、一朝一夕に結果に結びつくものでないことも現実であると言えます。

そういう現実があるといえども、この厳しい時代を乗り切るためには、社会の変化に耐え得る資質と自らが変化する資質を兼ね備えた議員が求められていると言えまして、そうした変化に柔軟性を持って対応できるであろう若い世代の議員が増えた本町議会は、現代の社会の要請に応え得る存在であるとも考えております。

さらに言えば、議会を支える議会事務局の強化も必要不可欠でありまして、これは周防大島町の行政改革の一環として、共同して取り組まなければ実現できないことだと考えております。

ここで行政改革につきましても、単に経費削減や機能縮小という意味ではなく、予算を拡大することなく、サービスを縮小させることなく、よりよいサービスを提供するための仕組みを効率化させるという意味でありまして、私がいつも引用する地方自治法の規定、最小の経費で最大の効果を目指すことこそ行政改革の本質と言えるものですので、経費縮小だけに目を向けず、効果

拡大型の改革こそ行政改革の一環であるということを申し添えておきます。

現代がAIの時代であろうとも、いかに住民サービス向上を目指すのかは自治体職員や議員の資質・能力にかかっているものと言えまして、議員及び事務局の機能向上により、議会本会議はもとより、委員会、全員協議会、そして議会報告会や議員間討議なども採用することで、町民に対して広く情報を提供し、分かりやすく課題や争点を示す工夫が可能になり、議会の見える化に資するものと思われまして、まちづくりのための政策選択におきましては、町長と議員が真摯な議論を交わし、それを町民に示す役割を議会が果たす環境を構築することも可能になるものと考えられます。

一方で、これは前町長ですが、よく議員も一緒に考えてほしいというような発言をされておられました。

これは実態を踏まえない単なる責任転嫁の発言であると当時は受け止め、批判もしたものであります。

もちろん議員も住民の代表として考え、多様な視点で議論し、主体的な提言をすることは非常に重要な責務だと言えますが、何事においても考え議論し、判断するためには情報と権限と財源の3要素が必要不可欠でありまして、この前町長の発言は、この3要素を提供できる環境を整えたうえで、議員も考え提言できる仕組みをつくりましょと、本日の私の一般質問を先取りし、示唆されたことであつたものであると受け止め直したいと思ひます。

また、議員は住民の代表たる身分ではあるものの、意思決定について包括的に負託を受けたものではなく、特に住民に大きな議論を巻き起こすような事柄については、行政として住民への説明責任を果たすことは当然であります。議員や議会が町民への説明責任を果たすことも必要な面もあると思ひます。

そうであれば、当然ながら議会や議員に権限、情報、財源の3要素を付与しなければならないことは当然のことと言えるものであります。前町長を引き継がれた藤本町長におかれても、この考えを踏襲され、私の考えを含めて御理解いただけるものと信じております。

もちろん、これからの時代は議会や議員もこれまで以上に十分な情報発信を行い、住民に対する説明責任を果たすことは必要不可欠でありまして、この際、3要素を有する環境を構築することがよりよい議論、よりよい議会を構築していくことにつながるものと考えております。

いずれにしましても、この周防大島町の過疎化を食い止め、将来に希望が持てる町にするために今は瀬戸際であるとも考えておひまして、そのためには町長をはじめとして執行部そして議会も一体となつて考え、議論し取り組む必要があることは言うまでもありませんが、それは決してなれ合ひで事を進めるということではなく、組織の利益のために行動しがちとなる町長や執行部に対し、公益のために住民の多様な意思を体現する議会が真摯な議論を展開し、また、そうした

環境を構築することにより、あらぬ方向に進むようなことにならないよう、まさに車の両輪として互いにコントロールし合いながら、よりよい方向に進むということでありまして、周防大島町の将来のために多角的に議論し、一つの方向性を見いだすことで、町政と町民とのつながりを深め、そしてそれは真の住民自治を取り戻すことにつながり、結果として、町民のためのまちづくりが実現することになるものであるとも考えております。

議会改革も単に議会が考え取り組めばよいという問題ではなく、町の1つの機関としての建設的改革として、理念的には行政改革と共通する改革マインド、すなわち、まちづくりに資する改革のために地方自治体として取り組む必要があることでありまして、そうでなければ実効性のある議会改革は実現されないものであるとも考えております。

その一環として、議会基本条例や政治倫理条例の制定が実現できればと考えておりますし、ぜひ町長も含めた町の政治倫理条例にまで展開ができればとも考えております。

町長におかれましても前向きな議論をお願いできればとも考えております。

あえて条例を制定するまでもないという面もあるかもしれませんが、町民に対して議員の姿勢と覚悟を示すことも見える化の一環として、必要不可欠なことであるとも考えております。

今まさに時代の変化に応じた議会改革が必要であり、議会の見える化を基本コンセプトに真摯な議論が必要であることを前提としまして、例えば一般質問の充実、議員間討議の採用などによる議案審議の充実、休日議会の導入、委員会による政策提言、政策立案の技術研修など監視力や政策提言力の向上を図るための取り組み、住民懇談会や議会モニターの採用などによる町民や地域との連携強化など、議会を取り巻く諸課題を解決するための総合的で主体的な取り組みが必要であるとと考えております。

そして、こうした内面的改革の一方で、外形的な改革である議員定数につきましても真摯で慎重な議論が必要であると考えておりまして、これは財政的な理由で決めるものでないこととはもとより、単に近隣自治体との比較や人口規模等に応じて決めるものでもなく、面積が広く集落が点在し高齢者の多い周防大島町独自の地域の特性を考慮するとともに、二元代表制、議会制民主主義のあり方など複合的に検討して決めるべきものであると考えております。

議員の数は、単に多いから悪い、少ないからいいというような抽象的、短絡的な発想ではなく、まさに住民の代表としてその使命をいかに果たせる議会にするか、そしてその使命を果たすためにいかなる議員の数が必要かという観点から、慎重かつ客観的観点から議論することが必要と考えます。

また、安易に議員定数を削減して門戸を狭めれば、議員の成り手不足対策に逆行することにもなりかねず、議会として必要である多様な人材発掘を阻害することにもなりかねないものと言えます。

真の住民自治を取り戻し、町民のためのまちづくりを実現すべき議会にするためには、多様な分野からの人材が必要であり、幅広い分野から幅広い見識を有する議員が誕生するような仕組みづくりも必要不可欠であると言えます。

そうした観点から申し上げれば、議員定数削減が望ましいかどうかは慎重な議論と判断が求められるものと言えるものでありまして、その一方で仮に議員定数を削減するといたしましても、民主主義の名のもとで多数決に委ねられることは致し方のないことだといたしましても、多数決での決定を補完するようなプロセスを経ることで、外部から見たときに多数決絶対ではないと思えるような合理性のある仕組みづくりも必要と考えられ、このような観点から、議員としての高度な専門技術を有する議員、行政の理屈に対し住民の視点からまちづくりや行政運営についての議論ができる能力を高めていくことこそが、これからの時代に求められる議員の資質であると考えているものでもあります。

議員の資質低下につながらないような観点から、そして究極的には財政的観点からの定数削減もあり得ると考えているところでもあります。いずれにいたしましても新しい時代に対応できる議会にするために課題から目をそむけず、真摯な議論を始めることが必要であると考えております。

実際のところ議会に出席することだけが議員の仕事であるかのような間違っただけの印象を持たれているのが現実であります。言うまでもなく議員の活動は議場における本会議に限るものではなく、各委員会や全員協議会のもとより、本会議や委員会等で議論や意思決定をするための事前の情報収集や検討、そして議会会期以外には町民からの要望や苦情、相談対応などに応じることも多く、過去の選挙のように地縁を基本とする選挙ではないがゆえに、議員それぞれが町内全域を活動の対象にせざるを得ないという現実もあるうえ、独り暮らしの高齢者が多くなっていることや、本町も近年は町外へのアピール力が高まっている現状があることなどから、町外の関係者からの相談等に対応しなければならない場合も増えていることなど、その活動範囲は過去とは比べものにならないほど広がっているものでもあります。

また、災害や非常時においては町民からの要求や要望に応え、住民と行政の橋渡し役としての役割をはじめ、現場での全方位的な対応を求められる状況にいや応なく置かれ、本来は何ら権限を持たないというえ、選挙のための行動だといったそしりも免れない状況にあっても、町民のために直接的に活動しなければならなくなる立場であるとも言えるものであります。

さらにはインターネットの普及に伴う住民側の意識の変化、知識の高度化にも対応せざるを得ず、日頃からの情報収集そして法律をはじめ幅広い分野の知識について習得をしなければ住民の意見や批判に対応できないのも現実でありまして、議員活動として表に出ない部分の負担も年々増加しているものであるというのが実態であるとも言えます。

しかも、それらの非公式の活動に要する経費は当然ながら全て自己資金で賄わなければならないものでありますが、本来報酬というのは労働に対する対価として支払われるべきものでありまして、議員としての活動でありながら非公式とされる活動が多いにもかかわらず、本会議など表面的な活動のみを捉えて報酬額を論ずるのは合理性を欠くと言わざるを得ないものでありますし、議員という立場であるがゆえに土日や昼夜を問わず対応が求められるという実態を踏まえますと、現在の報酬は正当な対価となっていないと言わざるを得ないものであると言えます。

また、町が実施する各種行事に出席するための経費は原則として個人負担でありますし、そのための時間もかなりの負担となっておりますので、こういう時間の負担が兼業に影響を与えることは明らかであり、議員だからということで、兼業にまで自己負担の犠牲を強いられるべきではないと考えております。

私は原則として公務以外の行事には参加しておりませんので、行事への参加に関する負担はありませんが、それがよいのか悪いのかは別といたしまして、一般的に議員には公務以外の形に表れない負担も相当にあるということは客観的に認識されるべきであると言えます。

もちろん、そうした活動を合理化できるような仕組みづくりも必要だとは思いますが、議員だからという一言で全てが片づけられ、不合理なことも受忍しなければならないということでは、それは甚だ理不尽なことであると考えております。

ここで議員報酬につきましては、周防大島町になって以降、これまで20年間改定されておらず、平成23年以降は報酬審議会の開催すらされておらず、改定の是非は別としましても議論すらされていないのは違和感しかありません。

そもそもが兼業を前提としたレベルの低い水準である上に平成23年には議員年金も廃止されておりますが、その時点で報酬審議会で抜本的な議論がされるべきであったとも言え、結果として報酬据置きのみで年金制度自体がなくなった現役議員の処遇は、20年間の物価上昇や最低賃金の上昇などを考慮すれば、20年間変わってない本町議会の議員への報酬額は実質的には後退していると言わざるを得ないものと言えます。

さらには、この現代社会の厳しい環境のもとで議会を担う現役議員、そしてこれから先の議員に対してこそ必要な手当がされるべきであると申し上げておきます。

そして議員であっても議会以外では町民と何ら変わらない立場であるにもかかわらず、議員には特権があり町の職員同様に情報が全て提供されるはずであるといった誤った町民の認識もある中で、議員に対する住民や社会の要求は高度化し、ネット社会にあっては批判の目は厳しくなる一方であり、このような理論的に矛盾する状況であるにもかかわらず、議員だからという一言で全てを受忍しなければならないというのはあまりにも不合理なことであると言わざるを得ません。

4年に1度の選挙の洗礼もある中で、その実態がなかなか伝わらないため、議員が批判の対象、

批判のはけ口になることも多く、現代は一步間違えばネット上のいわれのない批判にさらされるリスクもあり、なかなか若い世代が飛び込めるような職業でないことも現実であると言えます。

兼業できるから議員報酬は低くていいだろうという単純な問題ではないものでありまして、兼業の職種も時間的に柔軟な対応ができる自営業等に限定されますし、当然のことながら議員としての業務が最優先される中、兼業職を犠牲にしなければ成り立たないという兼業議員だからこそそのジレンマも生じるのが現実であると言えます。

本来であれば、議員は高度の専門職であるべきと考えておりまして、それに応じた報酬が供され、専門性を高めるために専業として議員ができる環境づくりが必要であるとも考えます。

議員であるがゆえに、収入は兼業で補えばいいというような意識がある限り、多様な人材を議員に求めることは難しいと言わざるを得ないものと言えまして、それはこの町にとって決して好ましいことでないことは明白です。

議員のなり手不足解消はもとより、議員として高度な技術力を有する専門職としての議員を育成する観点から議会改革をはじめ選挙制度の改革、そして議員報酬を大胆に見直すことが必要と考えるものであります。

ところで、昨年の選挙におきましては、選挙公報がないために判断基準がなく、やむなく白票を投じたという声もお聞きました。

日頃から情報発信は積極的に行っているつもりであっても、その情報がなかなか届かないというのが実感でありまして、さらに町として公平性を保ちながら情報発信の実効性を高めることは非常に困難なことだとは思いますが、情報不足を起因として貴重な投票の権利を放棄されることがないように、やはり必要な情報が有権者に伝わるような工夫や努力が必要不可欠であると思います。

有権者の方に常日頃から議会に関心を持っていただけるような仕組みや努力も必要だと思いますし、日程的に厳しいということではありますが、町村でも半数の自治体が発行している選挙公報とともに、ネットの活用など時代に応じた実効性のある情報発信を工夫し実行することも必要不可欠であると強く感じております。

議会の機能が強化されることに消極的な気持ちを持たれるような町長だとは思っておりませんので、御理解いただけるものと思いますが、議会が変わることは行政が変わることに直結し、そして行政のあり方が変われば、周防大島町のまちづくりは大きく進展するものと信じておりまして、この周防大島町の将来のための大局的な観点から、町の機関である議会の改革に御理解いただき取り組んでいただきたいと考えております。

社会の変化に対応できる議会になるよう、まさに議員も議会も町も変化するべきときであると考えております。

真の住民自治を取り戻し、町民のためのまちづくりを実現する観点から、また、政治改革や議会改革の観点も含めまして取り組むべき課題はたくさんありますが、議員定数や議員報酬などについて、議会だけでなく町として真摯でオープンな議論のもとで総合的に検討するべきだと考えております。

長々と質問をいたしました、今後町民の方に間違った情報として伝わらないよう、最後にもう1度要点を述べておきますが、本日の質問の趣旨、中心となる事柄は、あくまでも議会改革であり、議員定数や議員のなり手不足対策などはそれに附随するものでありまして、町の機関の1つである議会の改革をどう進めるのか、町民のために議会そして議員はどうあるべきなのかということではありますが、現在の実態を考えますと、実質的には処遇が後退していると言える厳しい環境にある現在の議員に対して、さらなる献身的努力や町への貢献を求めるのは、日頃から無駄やお手盛りを批判している私が見てもそれはあまりにも酷であると言えることでありまして、今回の一般質問につきましても、議員報酬の改定のみを切り取った御批判があることは覚悟のうえで、これから先の議員及び議会の姿を想定したあくまでも議会改革のための住民参画のまちづくりを進めるための議員の機能向上のための処遇改善であり、議員が高度な専門職への変化を遂げるための改革であり、批判を恐れて殻に閉じ籠もるのではなく、議員それぞれの志を実現するために自由闊達に議論し行動することで、地域社会におけるあるべき議会をつくるために真の住民自治体のよりよい議会のあり方を目指すべきであるという趣旨であります。

恐らくは、執行部の大部分の方には誤解されていると思いますが、私がいつも批判的なことを申し上げるのは、決して町長を失脚させたいとか職員の違法性を問いたただきたい、そういったことではなく、真摯な議論を求めてのことでありまして、それによって行政機関がより進化し、それがまちづくりの原動力になるものだと考えてのことでもありますので、執行部も議会も真摯な議論に蓋をすることなく、この町のために一体となって取り組んでいくことを求めているものでありまして、今回の質問も単なる処遇改善や定数削減という表面的なことではなく、あくまでも変化が必要であって、その先にある、この周防大島町の未来を見据えた視点での意見であると受け止めていただきたいと思います。

これらのことを総合的に踏まえたうえで、町の一つの機関である議会の改革にどう取り組むべきと考えられるのか、町長の御見解をお聞かせいただければと考えておりますので、前向きな御答弁を期待して終わりといたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 通告に従いまして、田中議員の議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方についての御質問にお答えをいたします。

議会改革につきましては、本町に限らず、地方自治体、特に町村が抱える課題の1つであると
考えております。

議会改革については、一義的には議会自らが取り組むべき課題であり、町執行部が積極的に介
入すべきではないと考えますが、議会のみで完結をするというものでもございませんので、協議
検討に際しましては、町執行部も協力をしながら共に取り組むべきものと考えております。

改革に際して、適正な議員定数や議員報酬額の議論は、避けては通れないものでございますが、
これらの適正水準を見いだすことは非常に困難であると認識をしております。

議員定数につきましては、有権者の、住民の皆様様の意見を聴取し、議会として協議検討を進め、
住民の皆様様に納得していただける定数とすることが重要であると考えます。

平成16年の合併以降、3回にわたり定数が削減されておりますが、いずれも議会議員定数条
例の一部改正案が議員発議により上程をされ、審議・可決をされております。

議員報酬の額の変更につきましては、周防大島町特別職報酬等審議会設置条例、こちらにおい
て町長は議員報酬等の額を変更しようとする際には、審議会に諮問しなければならないとされて
おります。本町における特別職報酬等審議会は、平成16年の合併以降、平成22年までは毎年
招集され、額の改正の要否について審議をし、都度、据置との答申が出されていましたが、以降
は招集されることなく、現在に至っております。

また、全国町村議会議長会や山口県町議会議長会において、令和6年5月と令和6年7月にそ
れぞれ議員報酬の適正化に関する決議が取りまとめられております。

山口県町議会議長会の決議には、議員報酬の検討にあたっては、類似団体や近隣町との比較の
みにとらわれることなく、議会が導き出した結論について十分尊重されたいとあり、議会が導き
出した結論とは、活動内容を踏まえた原価方式等により算定された議員報酬額等と記載がござい
ます。

今後、議員報酬について検討を行う場合には、町議会議員皆様にも御協力をいただきながら、
議会改革に資することとなるよう、適正な議員報酬の額について協議を進めるとともに、周防大
島町特別職報酬等審議会におきましても、議長会決議にある事項を踏まえた審議となるように努め
てまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ありがとうございます。

報酬等審議会について確認ですが、今御答弁があったように、別に否定はされていないと思う
のですが、私はぜひ開催していただきたいという思いで質問をしたのだが、町長としてどうい
うスケジュール観というか、スピード感を持ってこれにあたられようとしているのか、していない
のか、その辺を具体的にお聞きできればと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） こちらの周防大島町特別職報酬等審議会ということでございますが、やはり議員報酬であったりとか、また議員定数、こちらは議会の皆様そしてまた住民、町民の皆様、そして執行部共に一緒になって議論をしていく、考えていくことが必要となってくるということであるのですけれども、こちらは今まで開催をされてなかった、平成22年度までは招集されて、その後が開催されていないということでございます。

そちらを再び動かしていくということの必要性は、田中議員御指摘のとおり大変重要であると考えております。

議員の皆様から、また前回は発議をいただいてということでございましたけれども、議員の皆様のもた議論また総意をいただきながら、その審議をいただいたうえで、町においても審議会開催の検討を進めていくという運びで、議員御指摘のように速やかにということでございます。適宜努めてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは全体の話なので、私が申し上げているのはとにかくそういう、どこがやらなければいけないというわけでもないし、町、町長、執行部そして議会一体となって、議会改革の観点から議員報酬も含めて全体的な議論を速やかに始めていただきたいということです、今日はこれで終わりますが、町長そして議長にもその辺のところを御理解いただいて、よろしく願いして終わりいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時48分休憩

.....

午後2時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7番、白鳥法子議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 白鳥法子でございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は、大項目で2つ質問をさせていただく予定にしております。

1つは目指す観光の方向はということ、もう1つはスクールバス事案からのリカバリーについてです。

今回、2つともどちらかというに関連的な質問になってこようかとは思いますが、だか

らこそ本音で質疑応答をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目でございます。

私は、1期目を令和2年から務めさせていただきまして、その2年目、コロナ禍の後半でございましたが、令和4年6月の議会で周防大島町の目指すべき観光の方向はという一般質問をさせていただきました。

アフターコロナの兆しが見えたころのことであり、これからというときにした質問でございました。

当時の質疑応答を簡単に振り返りますと、私からは、周防大島の観光施策の方向性や観光振興の意義を住民や民間事業者と共有し、産業振興という観点からも具体的な計画が必要だと御指摘させていただきました。

そのとき町長は、観光は基幹産業というふう認識し、今後は自然資源を生かした施策を推進すると回答されました。また、産業建設環境部長さんからは、コロナ禍で予定していた観光動向調査が当時未実施になっていましたが、これからは実施し、今後の方針策定に活用すると回答をいただいたところでございました。

あれから、気がついてみれば2年と9か月がたちました。この間、2023年後半から2024年にかけては、国内の観光市場はほぼ完全に回復し、訪日外国人客でいけばコロナ前を上回るほどになっております。また、民間においては本町の立地を生かしたイベントや、また新たな観光事業者も増えてまいりました。

この間、町は観光についてどのように考え、何に取り組んでこられましたか。また、今後どのように進めていきたいと考えておられるのでしょうか。その点について御回答をお願いいたします。

2つ目の質問に移ります。

スクールバス事案からのリカバリーについてでございます。

令和6年12月のスクールバスの事故については、多くの方が衝撃を受け、苦しみ、悩んでおられます。何よりもまず、巻き込まれてしまった子供たちに心からお見舞いを伝えたいと思います。

教育委員会も、スクールバス事業の安全管理と交通安全の徹底に努めるとおっしゃっており、子供の安全のために様々な対策を考え実行しておられると推察いたします。

事故があったその後の対応について、2つの視点から質問をいたします。

1つの視点は、子供を一人の人格と捉えてしっかり対応がされているかどうかです。

今回の質問にあたりまして、私の個人的な感情や感覚を基にした質問に偏ってしまわないように、国が定めたこども基本法やそれに基づくこども大綱、また現在策定の最終段階を迎えている

本町の子ども・子育て支援事業計画の案など、国や町がうたっている方針や考え方に照らし合わせながら質問をしてみたいです。

今後、安全管理と交通安全の徹底に努めるということは当然の対応でございますが、それに加え、子供と大人の関係がどうよりよくなっていくのかということ懸念しております。

当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくということも大綱に示されたこども施策に関する基本的な方針が、今回のような案件にもきちんと取り入れられているのでしょうか。

また、こども基本法にあるように、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられようとしているのでしょうか。

特に本町は、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画の中で、現状認識として、島の子どもたちを島全体で守り育てるために、家庭・地域の連携を深め、すべての人が協力して子育てを支援する体制づくりを進めてきたと書いてあります。また、課題として、地域全体で子育てを支えるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要だとも書いてあります。

いま一度そこに立ち返り、今後の関係づくりについてどのような考えをお持ちか教育長に伺います。

2点目です。

地域交通の枠組みの中で起きたという認識と対応がされたのかどうか、伺います。

今回の事案は、スクールバス事業という乗客が限定された中で起きたものではなく、当路線は一般客も乗る可能性のある混乗型路線での事案でもあることから、教育委員会だけではなく町長部局、特に地域公共交通を担う部署にも大きく関連することと考えます。

事案発生後からこれまで、教育委員会と地域交通担当部署は、どのような情報共有、協議、連携した対応をしてきたのか伺います。

以上です。御回答、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 白鳥議員のスクールバス事案からのリカバリーについての御質問にお答えいたします。

令和6年12月に発生したスクールバス事故につきましては、児童・生徒をはじめ、保護者、学校関係者、地域の皆様方に大きな衝撃と不安を与えましたことに対して、まずもっておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

事故後のスクールバス運行に関しましては、安全管理と交通安全の徹底を強く認識し、児童の不安解消に努めるため、事故の翌々日の登校便から教育委員会職員によるスクールバスへの同乗、見守りを始めました。

また、下校便においては、同じく事故の翌々日から東和小学校へ乗り入れする全路線を対象とし、東和小学校教職員の協力を得ることで同乗を始めました。

この対応は、年明けの令和7年1月10日まで継続しました。それ以降は、事故路線の下校便について、教育委員会職員と東和小学校教職員による同乗見守りを行っているところです。この取り組みは、3学期終了まで続ける予定でございます。

なお、保護者説明会での意見を反映し、車内でのコミュニケーションを深めるべく、運転手用マイクとスピーカーの設置にかかる経費を令和7年度当初予算（案）へ編成し、本議会へ議案上程しているところでございます。

児童の心のケアにつきましては、教職員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、児童の生活アンケートの検証を行っております。あわせてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行ってきました。

今後も多くの目で児童の様子を見取りながら、心の安定が図れるよう継続した対応を考えております。

今回、白鳥議員が問うておられることは、このスクールバス事故の対応を含めて、島の子供を島全体で守り育てていくために、人と人とのどのような関係づくりが今後必要なのかということであると捉えています。

保護者も、学校関係者も、一生懸命に子供の育ちと学びを支えています。地域住民の方からも、献身的に学校や子ども達への支援をいただいております。

しかし、御指摘にありました大人と子供とが対話する体制づくりについては、改善の余地がまだまだあると考えております。

まずはコミュニティ・スクールの活動での熟議や地域行事の企画会議等に子供が参画するなど、対話ができる場を計画的に増やしていくことが大切だと考えております。

続きまして、町長部局との連携についての御質問ですが、地域公共交通を担う商工観光課との連携については、事故発生時から連絡を取り合い、自家用有償旅客運送業務にかかる事故報告の初動対応も含め、事務分担しながら対応にあたってきたところです。

今回は、児童のみが対象となった事故案件であることと、スクールバス運行委託業務の所管が教育委員会総務課であることから、主に教育委員会総務課が対応したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 白鳥議員の目指す観光の方向は、についての御質問にお答えいたします。

観光客動態調査によると、令和元年には100万人以上の方に来町いただいておりますが、令和2年に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、人の移動が制限されたた

め、令和2年は約70万9,000人、令和3年は約67万8,000人と観光客は減少していき
ました。

その後、徐々に新型コロナウイルス感染症が収束し、令和5年5月8日に新型コロナウイルス
感染症が5類感染症へ移行したことをきっかけに、令和5年は約89万5,000人の方に観光
で本町を来訪いただき、観光客数は回復しつつあります。

町では、本町を訪れる観光客のニーズの把握や分析を行うため、令和5年度から観光客満足度
調査を行っております。

その調査結果等により、ほとんどの観光客が日帰りで観光を楽しむという事実が改めて浮き彫
りになり、広島方面から訪れる観光客が多いことから、広島方面へお泊り観光として広告を行い、
集客に努めました。

また、新たに四国エリアからの観光客誘致のため、令和7年度予算（案）にフェリー航路運賃
補助事業にかかる経費を新規計上させていただいております。

観光客満足度調査については、令和7年度も引き続き行う予定で、今後はそれらのデータを基
に観光振興ビジョンを打ち立て、第2次周防大島町総合計画に掲げる観光客110万人を目指し
て、様々な観光施策を実施していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） それでは、まず教育長に御回答いただきましたスクールバス案件
について、再質問をさせていただけたらと思います。

先ほど御回答いただいた中で、保護者説明会での意見を反映して、双方向でコミュニケーション
を深めるためのマイク、スピーカー、そういったツールを導入するというございました。
運転手の声が子供をはじめ乗客に届きにくいというのが、保護者会の意見だということではないか
と推測いたします。

まず、どのような意見があり、そのようなコミュニケーションを深める必要があると、そのよ
うなことになったのか御説明をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） お答えいたします。

保護者会を2回開いたのですけれども、2回目のときに、私たちが乗って、子供にいろんなコ
ミュニケーションを取るのですが、子供にもっと話しかけてほしいと、子供の言っていることを
聞いてほしいというのがありました。

また、ドライバーからも子供に挨拶をしたいとか、ただ、そのときに声が出にくいドライバー
の方もいるので、はっきり聞こえるようにということで、運転手用マイクとスピーカーをつけれ
ないかということで、その意見を聞いてつけようと、今話を進めたところです。

実際に私が乗って思ったのは、子ども達がかかなり、最初萎縮をしていて、おはようと言っても声が小さかったのですが、かなりできるようになりました。あと、朝送ってくれる、見守ってくれる方に対して手を振ろうやうて言うて手を振るようになってくれて、少しずつですが解決するようになりました。

コミュニケーションというのがいかに大事かということをも自分自身感じているのですが、今、子供が怖いと思ったらこのブレーキが怖いと言ってくれる。ドライバーもそれを聞けます。じゃあちょっとゆっくり行くよって言うように言ったりしているドライバーもいるそうです。

さらに先日令和7年3月10日に、今度はドライバーの方を集めた研修会をしたのですが、その中で私がドライバーの方に言ったのは、体調が悪くなるということは、一生に1回、初めての経験で悪くなることもあるから、いけんと思ったらその場で止まれと、責任は全部僕が取ると言うことを言いました。

あとは、子供にやはり指導をしてほしい。騒いでいる子がいたり、シートベルトをしない子がいたら、思い切ってそれは指導してほしいということも伝えました。

私がハブとしての機能になれるところはこうやってハブになりますし、職員や教職員がハブ的存在になってくれることもあって、このようにまずつなぐところからやっていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回の事故をきっかけではございましたけれども、そういった子供たちの生活の一部であるスクールバスの乗車という現場に、学校の先生でありますとか教育委員会の方、特に学校の先生のような特に子供が身近に感じているはずの大人が同乗することで、ほかの大人の方との関係をつなぐ、先ほど教育長がおっしゃいましたけれど、ハブ的存在になるというところまでしていただけたということは、学校から出たエリアの対応ではございますけれども、大変子ども達にとっても学びのあるきっかけになったのではないかなと感じたところでございます。

スクールバスは、地域の大人と子供が関わるほんの少しの時間、一側面ではございますけれども、特に子供にとって関わる人の数が限られるような、本町のような田舎の暮らしの中では、スクールバスであったり、日頃の日常の中で出会う大人の方との関係というものの構築が、ほかの場面でありますとか、今後大きくなったときにも大きく影響してくるのではないかと我が身を振り返っても思うところでございます。

これまで聞いておりますと、子ども達も小学校1年生から6年間ありますけれども、先輩から教えていただくこともあるとはいえ、どのように人とのコミュニケーションを構築していくかと

いうところは、先ほど、今後は地域の行事の企画会議などにも子供が出ていくといたしますか、参加していくようなところで関係性を構築していくとおっしゃっておられましたけれども、そのような形で自分も一員であるという認識と、大人の方としっかりとコミュニケーションを取っていく環境づくりというものに、これは学校とか教育委員会だけの責任ではもちろんないと思いますので、地域の方々にもそういったような雰囲気が浸透していくような形を今後取っていただけたらというように思ったところがございます。ありがとうございます。

また、事故後の対応につきましてですが、特に今回は、スクールバスの所管が教育委員会というところで、言ってみればかなり不慣れな対応といたしますか、交通の対応というところにかかなり踏み込んでやっていかれた御苦勞もあったと推察いたします。

特に現在、本町は地域公共交通計画をスタートいたしまして、既存の交通体系だけではなく、スクールバス、また今後は様々な交通を活用しながら様々な人が乗るという交通計画が進んでいるところではございます。

またそうすると、庁内で、役場の中でいいますと、複数の関係部署が出てくるということにもなるのかなと思います。残念ながら、複数の関係者がいると、より人ごとにされやすいという傾向が何事においてもあるかと思えます。そこをどうカバーして自分ごととして事柄に向き合っていくのかということが、今後問われてくるのかなと思います。

もちろん事故等がないようにシステム自体を組むことが大前提ではございますが、万一のことが起きたときの想定、ここもしっかりと準備しておくことが大切であると考えます。

今回はやや複雑な事案ではありましたが、事故が起こった場合の情報伝達や事故処理等については、事業者や関係部局、警察など、そもそもこういうときにはこういうことをすると、そういう共通認識があったのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 今の危機対応のこと、協力体制のことについてお答えいたします。

危機対応は、危機対応マニュアルというのはあるが、今回は、ドライバーが連絡ができない状態になった。そのときに非常に、これはもう対応がうまくいかなかった。もう想定を超えていた。申し訳ないのですが、そこは想定を超えていたと思えます。

今回、今、新しい危機対応マニュアルを作るにあたり、事前の健康観察と、あとどういう状況になったら止まるかというような、具体的な状況になったら何をするのかというのをドライバーの方々に繰り返し研修も受けてもらうという形と、こちらの事務局、対応側としては連絡が入ったときにどう早く動けるか、どういう協力ができるかというものも盛り込んだ対応マニュアルを作ろうとしています。

さらにこれは、事業所の方ともこれから連携をして詰めていくし、学校とも一緒に意見を聞い

て作っていくという形になっております。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回、幸い命に関わる事故にはならなかったということで、今回のことを教訓に、そのように具体的に対応マニュアルが見直されていくことは、ほかの分野にも波及することであり、ピンチをチャンスにはありませんけれども、よりよい安全管理対策がされるということに大変期待をしております。

また1つ前の質問で、星野教育長の御回答の中にございましたけれども、今回のことで運転手の方々をはじめ関係者の方々が、これからも萎縮することなく子供と対等に、そして、やはりいけないことはいけない、そういった発言のできる地域の大人として育てるという視点を今後も大切に、乗客の方とサービス提供者という一般的な、ある意味公共交通に乗り降りすると、そういうだけの関係性ではないと思いますので、一歩踏み込んだ関係を今後も構築していってもらえたらと願っております。

この質問に対する再質問は以上です。

続きまして、観光に関する質問への再質問をさせていただこうと思います。

先ほど、私の一般質問に対して御回答いただいたところですが、その中でかいつまんで申しますと、調査によって日帰り客が思いのほか多かった、また広島から来る客がそもそも多いということが分かったので、広島方面の方に泊まってもらえるような広告を打った、また四国からの誘客促進のためにフェリー料金の助成を来年度盛り込んでいると、そういったことが具体的な施策として御紹介いただきましたけれども、これらはどんなビジョンに基づいて行われたのかなという疑問が残ります。失礼かもしれませんが、ちょっと場当たりのことなのではないかというようにも感じられました。

そこでお伺いしたいのが、なぜ今まで観光ビジョンがなかったのか、そしてなぜあつたほうがいいのかと考え今後打ち出すというようにおっしゃられたのか、ビジョン策定の目的をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、観光ビジョンあるいは観光振興計画というものがなぜ必要かというように考えたのかということですが、観光振興をしていくうえで、これはやはり町民の方にどうして観光を進めていくのか、振興していくのかということを理解していただく必要があるということが1点。それから、農業や漁業、そういったものも観光業に絡めていく必要性を感じているのが1点。

それから、1点目でお答えしましたけれど、町民の方に理解をしていただく。それは、なぜ観

光を振興すれば町が発展するののかということですが、これは空家定住というか、定住対策にもつながってくると思います。観光が振興されれば雇用が増え、それだけ定着、仕事があるから定着できるというビジョンも生まれてくると思っております。

今言ったような理由から、観光ビジョンを打ち立てて、観光振興計画をつくっていかねばいけないと考えたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。どちらかという、観光という外向きな施策になり、また関係する事業者に限定されるようなことを想像しがちではございましたけれども、そこに住む住民も置き去りにせず、住民の方にもしっかり分かってもらえるような観光ビジョンをつくりたいということをおっしゃっていただけたので、大変納得したところでございます。

また、次にビジョンを打ち立てるということは、それを実現するための戦略であったり、実行計画というものに落とし込んで、具体的に、町でいえば町の事業に取り組んでいくということになっていくんだと思いますけれども、ビジョンの設定でありますとか、戦略、実施計画、これを今からつくっていくということになるのかと思いますけれども、スケジュール的に予定としてはどのように考えておられるか、もし今あれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今後のロードマップ的な部分というお問合せだと思います。

これは、あくまで今私の考えという言い方しかできませんが、今、観光、先ほど答弁の中でも申し上げた観光客への満足度調査を令和5年度からやっております。令和7年度まで実施する予定で、3か年データベースとしてそろえたいという、これだけにこだわるわけではないのですが、本町を訪れていただいた観光客の方の率直な意見や要望が盛り込まれているので、大事なデータベースになると思っております。

そういったものをベースに、令和8年度にそのビジョン、それから実行計画的なものが立てられたらと思っております。

令和8年度に立てたいということは、もう令和7年度からもんでいかなければいけないと思っています。第2次周防大島町総合計画の後期基本計画も令和7年度に組み立てる予定となっておりますので、それらも踏まえて一緒にもんでいきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、総合計画についても触れられました。本町の様々な行政計画がございますけれども、それらは大本になる総合計画と紐付けて計画が策定されているというものが全て

かと思えます。

現在の総合計画には、観光に関するページには、観光客数110万人を目指すということが盛り込まれてございます。来年度はこの総合計画の中間見直しが予定されており、新年度予算にもその計画を策定するための予算、委託に関する予算が盛り込まれておりました。入り込み数を目標値に設定するという事は、かつてはよくあったことで、交流人口100万人という前町長の目標は、一番はじめは15年前ぐらいに掲げられたものだったかと思えます。今では、人口が目標や指標でいいのかという視点があるかと思えます。

総合計画のこの数字にとらわれず、観光振興のビジョンでは、町の経済であったり住民の幸福につながるような指標の設定も検討されていくのでしょうか。または来年度、先んじて、総合計画の見直しで、この数字のあり方についても検討されるというような余地はあるのでしょうか。御回答、お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、110万人という目標数値についてですが、これは第2次周防大島町総合計画に掲げられている数値ですが、その答申には、社会の動向を見たとえで柔軟に対応していくようにという答申をいただいております。そういった部分も含めて考えていき、練り込んでいけたらと思っております。

それと、大事なことは周防大島町が観光として作り上げてきたイメージ、例えば瀬戸内のハワイですとか、そういった根本的なものは大切にしていこうと、計画を立てる段階でスクラップ・アンド・ビルドを心がけていきたいと思っております。

一番懸念されるべきは、どこかの市町の観光計画が、そっくりうちの観光計画になっているような出来栄のものには決してしたくありません。

担当する職員、それから、これは作り方の問題になってしまうので、少し言い過ぎているかもしれませんが、今言ったような根本姿勢、スクラップ・アンド・ビルドを心がけた根本は大事にしながらか、そういった心構えでつくっていききたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 次にお伺いしたい点があるのですが、今の御回答の中でもありましたけれども、様々な計画というのが、下手をすると町名を変えればどこでも通用するような計画になってしまうというのが、特に丸ごと計画策定をコンサルに委託してしまうと起こりがちなことではあるというように、うちの計画だけではなくてよそも見ながら、思うところがございます。

また、計画を、そういうよくある机上の空論にしないためには、現在3年間の計画で実施されている観光客への満足度調査、これだけではなくて、サービスを提供する側である住民や事業者

の意見を徹底的に集めて、それを計画等に反映させることが必須であると考えております。

こういった計画を策定するにあたって、どのような体制でつくっていかうと想定しておられるのか、もしあればお答えください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 昨今、私の担当する部署では、地域公共交通計画を作成しました。それと同じやり方では思っておりませんが、例えば観光計画を、観光振興計画的なものをつくるときには、町と委託業者とだけでやるのではなく、これもあくまで私の考えですが、公共交通のような協議会とまではいかなくても、その策定会議というようなものを設けて、商工観光課だけでつくるのではない、内部で横断的に人数を出していただいて検討したりとか、観光協会の方、商工会の方等も含めたそういったものをつくって、その中で、もみ合いながらつくっていったらと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

昨今、様々なところで観光について、やはりビジョンなどに基づいて具体的な事業を、行政だけではなく民間事業者も含めて実施して、やはりビジョンがあるということは同じ方向に向いて、それぞれができることを取り組んでいくということになっているので効果を発揮しているところがあると、よその事例を見ながら思っているところでございます。

観光はやはり、これまではどちらかという、観光客がどんなことをしたら満足するだろうか、満足度を上げていこうと、もちろんそこも大事ですけれども、観光振興するビジョンを策定するにあたっては、観光振興する意味を住民や事業者にも理解してもらう必要があると瀬川産業建設環境部長はおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりで、観光客が幾らたくさん来ても、地域にごみを落としたりですとか、ただぐるっと回って帰られるだけでは、地域にとってはお金も落ちませんし、なかなか関係人口の向上にもつながってまいりませんので、やはりリピーターを獲得するという点でありますとか、お金をいかに落としてもらうかというところを考えていく必要が出てくるかと思えます。

そういったところは、行政が別に得意な分野ではないのではないかと考えておりますので、観光協会でありますとか、商工会または事業者、直接も含めて、実際にそれに取り組む方々が動くための計画となるように、もう来年度から準備期間であると認識して下さっているということですので、取り組みを深めていただけたらと思っております。

来年度は、観光案内所新築工事基本設計業務委託にかかる予算も新年度予算として計上されており、とうとう現在老朽化した施設に入っている観光案内所の移転に向けて本格的に動き出すというようにも感じております。こちらがどのような機能を有する施設にするべきかなども、おそ

らくこの観光ビジョンの策定とあわせて行われることと思います。

せっかく今までなくて、とうとうつくるのですから、長期にわたる本町の観光振興ビジョン、また本町にとって観光振興の意義が達成されるような計画づくりに向けて、どうか、役場の方々も妥協せず取り組んでいただけたらと思います。

こちらは要望になりますけれども、一般質問は以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。まず、発言の機会をいただきましたことをお礼申し上げます。

令和6年10月の改選後、初めての一般質問となります。改めまして、4年間どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、投票環境の整備についてとスポーツで元気な島づくりの2項目を質問させていただきます。

まず、投票環境の整備についてであります。

令和6年第2回定例会におきまして、移動投票所の設置や投票所までの移動支援を行い、誰もが投票しやすい環境を整備すべきではとの私の質問に対しまして、投票環境の整備については、人口減少による投票管理者等の従事者不足や職員数の減少による事務従事者不足などの課題とともに取り組むことが必要と考えており、投票所の統廃合を進めるとともに移動投票所や移動支援などの新たな施策も展開しなければならないと感じているとの御答弁をいただきました。

そして、車両を活用した移動投票所や巡回型の送迎車両による移動支援などの新たな施策については、まずは全国の先進事例の情報収集を行い、選挙管理委員会において協議検討を重ね、本町に適した方法を提案、実現できるよう努めてまいりたいとの答弁をいただきました。

また、再質問におきまして、掲示板の数について言及した際には、投票区の見直しにあわせてしっかりと議論を重ね、調査研究を進め、しっかりと検討するといった御答弁をいただきました。

私の大好きな検討するという御答弁、幾つかいただいております。

令和3年第4回定例会におきまして、私はこの本会議場で、検討するという御答弁については、その後追跡するとこの場で申し上げております。それを踏まえての御答弁であったと思っております。

投票所の統廃合、移動投票所や投票所への移動支援、掲示板の削減について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

なお、くしくもこの質問の通告をした後、選挙管理委員会委員長から投票区及び期日前投票所

の見直しについての文書が発出されてはおりますが、改めての御答弁をお願いいたします。

次に、スポーツで元気な島づくりについてであります。

元気があれば何でもできるではありませんが、藤本町長は、令和7年度の重点施策の2番目に町の元気づくりを掲げられております。

町の元気の元は人であり、人が元気であるには健康であり、健康であるには体を動かすこと、すなわちスポーツが大切なキーワードとなってまいります。

スポーツには、施設の有効活用、交流、健康増進、青少年の健全育成、高齢者の生きがいがづくり、地域コミュニティの活性化などたくさんの可能性があります。

また、スポーツは一人でも大人数でもでき、するだけでなく、見る、支えるといった方法で誰でも関わるすることができます。

来年度のB&G海洋センタープールの温水化は、スポーツの持つ多様な力を活用し、スポーツによる元気な島づくりに取り組みをはじめの絶好の機会と考えます。

2015年に創設されたスポーツ庁は、スポーツ振興だけでなく、スポーツツーリズムなどスポーツによる地域振興を進めてまいりました。

スポーツツーリズムとは、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行、それに伴う周辺観光やスポーツを支える人々との交流など、スポーツと観光を組み合わせた観光スタイルで、スポーツによる地域活性化や経済効果の創出が期待されます。

成功事例を1つあげますと、長野県白馬村では四季を通じてスポーツ観光を推進し、国連世界観光機関のベストツーリズムビレッジに選出されました。この認定は、スポーツを通じた持続可能な観光地づくりの成果を示しております。

一方、本町のスポーツイベントは、例えば先月開催されたサザン・セト大島ロードレース、当日出走されたランナーは1,800人超でありました。この人数自体、まず定員にはほど遠いエントリーではありますが、プログラムを見ますと、町外からのエントリーは90%以上でありましたにもかかわらず、あくまでも私見ですが、会場や隣の道の駅はにぎやかさを感じない。さらに大会終了後、温浴施設も普段と変わらない雰囲気でありました。

このように、本町のスポーツイベントは交通渋滞が主な悩みで、観光や飲食、宿泊へとつながるものが少ないと感じています。

まずはこのような課題を分析し、次につなげていくことが重要であると考えますが、今後どのような取り組みを行っていきたいと考えているのかお伺いします。

そして、本町の豊かな自然、観光資源を活用し、独自のスポーツツーリズムの推進を、スポーツや観光業に携わる町民と官民協働で行い、スポーツと観光を連携した元気な島づくりを提唱しますが、御見解をお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 吉村議員のスポーツで元気な島づくりの御質問にお答えいたします。

町や教育委員会の主催行事で、観光や宿泊等につながる大型のスポーツイベントは、山口県知事杯ビーチバレー大会、大島一周駅伝・周防大島リレーマラソン、サザン・セト大島ロードレース大会、そしてサザン・セト大島少年サッカー大会の4つの大会がございます。これらのスポーツイベントにおいて参加者が減少傾向にあります。

このことを踏まえ、関係団体や民間企業に協力のお願ひをし、地元企業や団体の協賛や後援をいただくなど、官民で大会を盛り上げ、参加者の増加に向けた取り組みを推し進めているところでございます。

この取り組みについては、今後も民間の方々との協働で対応したいと考えています。これまで以上に参加者が満足していただき、かつ地域が一体感を持てるような仕組みや体制づくりについて、関係者とともに考え、よい大会にしていきたいと思っています。

イベントを通じた観光や飲食、宿泊へのつながりにつきましては、商工観光課や周防大島観光協会など、それぞれの立場の方々で現状や課題を認識し、役割分担などを整理して改善が図れるような取り組みができればと考えております。

また、豊かな自然や観光資源を活用した独自のスポーツツーリズムの推進についてですが、教育委員会及び関係小学校では、本年度から笹川平和財団の支援を受け、海をテーマにした海洋教育に取り組んでおります。

本事業は、環境学習を主眼とした学びであります。このことに加えて身近にある豊かな資源を活用することで、地域創生の推進に寄与できることを同時に目指しております。

B&G海洋センターや沖家室シーサイドキャンプ場など体験型観光施設を活用し、豊かな自然に触れ合えるようなイベントや行事を企画するという活動を海洋教育のカリキュラムに位置付けられないかと、今、模索しているところでございます。

最後に、このたびB&G海洋センタープールの改修を行い、温水化となりますが、特に町民の皆様には元気な島づくりのひとつの役割を担う健康づくりの場として、また、新たなコミュニティの場として活用いただくことを期待するものでございます。

○議長（荒川 政義君） 中元選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中元 辰也君） 吉村議員の投票環境整備の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の投票所の統廃合につきましては、令和7年3月3日に開催いたしました周防大島町選挙管理委員会定例会において承認され、令和7年3月5日付で選挙管理委員会告示をし、令和

7年3月6日付で町議会荒川議長宛てに投票区及び期日前投票所の見直しが完了した旨の通知を差し上げたところでございます。

具体的には、規模の小さい5つの投票区を隣接する各投票区と統合し、47投票区から42投票区に再編いたしました。

これにあわせ期日前投票所の見直しも行い、統合した5つの投票区の投票所を新たに期日前投票所とし、従前の期日前投票所のうち投票実績の少ない投票所6か所を廃止いたしました。

2点目の移動投票所や投票所への移動支援についてございますが、本町においては、町内の道路状況や開設場所及び費用対効果等からも、移動投票所を導入するよりも移動支援を行うほうが現実的であるとの結論に達しましたことから、令和7年7月に予定されております参議院議員通常選挙において、試験的にはございますが、廃止をした期日前投票所のある4つの地区において、送迎車両を運行する予定としております。

3点目のポスター掲示場の削減につきましては、令和7年7月に予定されております参議院議員通常選挙から削減を実施できるよう作業に着手をしたところでございます。

実現いたしましたら、現在221か所あるポスター掲示場は、概算で50か所から70か所程度は削減できるのではないかと考えておりますが、現在、選挙管理委員会の職員が、一つ一つ回って状況を把握したうえで進めておりますので、もしかしたらこれ以上の削減にもつながるといように思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

まず、投票環境整備についてお伺いします。

まず、投票所の統廃合は47投票区から42投票区へということで、期日前投票所が5か所新設され、廃止する6か所の期日前投票所のうち、4つの地区については最寄りの投票所へ送迎するという御答弁だと思います。ここまではグッジョブでございます。

それから、中元選挙管理委員会事務局長、あれから約9か月、ここまでのハイスピードでの大幅進捗いただきました。この本会議上で中元選挙管理委員会事務局長の答弁、今日が最後だと思うと名残惜しい限りでございますが、移動投票所については行わないという趣旨でございました。

先ほどの答弁では廃止される期日前投票所の範囲内だと思いますけれども、移動支援を新たに。それが投票所のある地域の方も、やはり投票所まで自力で移動することが困難な方が多くいらっしゃるの、まず事実でございます。

これからもさらに増えていくのであろうと予測はされますけれども、これは選挙管理委員会だ

けで考えるのではなくて、例えば福祉課で行われているタクシー料金の助成事業であるとか、これを何か使い勝手をよくしていただいて、投票所に行きやすいようにしていただくとか、それからさらに来年度に新設されます地域交通課も一緒になって考えていっていただきたいと思います。

私も、やはり今考えていただいたものにプラスしての移動支援というのは、まだまだ必要であるかと思うのですけれども、最後にもう一仕事、中元選挙管理委員会事務局長にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中元 辰也君） 最後に吉村議員から御指名いただきまして、ありがとうございます。

移動支援については先ほど答弁したとおりでございますが、やはり福祉課の福祉タクシー、新たな地域交通課——今回、移動支援を試験的には行いますが、それを踏まえて移動すること、タクシー券のことも踏まえて総合的にやはり、検討ではなくて調査研究をしていきたいと思っておりますので、なるべく町民の方が投票しやすいような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） どうぞよろしくお願いいいたします。

それから、掲示板の削減についてお伺いいたします。

先ほどの御答弁では、50か所から70か所削減できるということで、グッジョブでございます。

設置の数については、選挙人の数や面積を基準に定められ、市町村の選挙管理委員会が決めるということだと思っておりますが、聞くところによりますと、3月25日までに県の選挙管理委員会に示さなければならないということでございますけれども、逆に言えばあと1週間ということでございますので、まだまだ削減を考えられるのではないかと私は思います。

設置場所については、投票所や、期日前の投票所、それから支所、出張所、公民館、郵便局、それから大きめのお店がある近隣、それぐらいのところに絞って、実際100か所程度ぐらいまでは私は絞れるのではないかとと思うのですが、それから、これまでは、本当に誰が見るのかというような場所にあったり、ポスターを貼る際に危険な場所がありました。それから花壇の中であったりとか、上の番号に貼る際に、背が届かないので下まではみ出してしまうような場所もございましたので、こういったところは幾つか改善していただきましたけれども、本当に命綱が必要な場所もございました。ポスターを貼る人の気持ちも考えていただいた掲示場にしていただきたいと思っております。

当然削減をすれば、掲示板の設置の経費削減のみならず、前回から選挙公営となりましたので、

ポスター制作費の公費負担部分も削減になります。

これら3点目の削減について、もう少し中元選挙管理委員会事務局長の声を聞きたいので、中元選挙管理委員会事務局長、私が思う100か所ぐらいまで削減できるのではないかとこのところについて、最後にお答えをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 中元選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中元 辰也君） ポスターの掲示場の数の削減ということでございます。

先ほど私もお話をしたのですが、選挙管理委員会の職員がそれぞれ一件一件見て、状況を判断して、それをまとめてきております。

吉村議員と打ち合わせしたと思われるかもしれませんが、100か所程度はいけるのかなと思っておりますが、ただ、どうしても地域によって、例えば、集落の形態等でどうしても多くなってしまうところもあります。そこはもう少し、最終段階として煮詰めていきたい。目標としては、100か所近くは削減できるかなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 梅木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅木 義弘君） 申し訳ございません、中元選挙管理委員会事務局長の御指名でありますのに、差し出がましいとは存じますが、私からただいまのポスター掲示場の削減の御質問に少しだけ付け加えさせていただけたらと思います。

今、中元選挙管理委員会事務局長からも100か所程度まではという、検討状況であるという御報告はさせていただきましたけれども、何分にもこれは県の選挙管理委員会との協議も必要な案件でございますので、こちらの希望としてマックスそのぐらいまでいけるという段階でありまして、この場でそこまで削減できるとお約束できるものではないということは御了承いただけたらと思います。結果として50か所か70か所で終わるかも分からないというところは御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。おそらく中元選挙管理委員会事務局長、最後に一仕事をやってくれると信じております。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、スポーツで元気なまちづくりに参ります。

まず、御答弁にありましたスポーツイベントにおいて、参加者が減少傾向にあるということでございました。

冒頭申し上げましたように、私も実際肌で感じております。私も少しでも盛り上げようと、駅伝やロードレースに毎年仲間を誘って出場しております。

また、中国、四国、九州の各地区のマラソンやロードレースにも毎年出場しておりますけれど

も、これは、周防大島町と逆に年々盛り上がっているような空気を感じております。また翌年も出場したいというようなおもてなしや、大会のパンフレットに会場近隣の施設や飲食店に誘導するような優待券や割引チケット、そして引換券等が附属しております、イベントから観光、飲食へつながるような様々な仕掛けをよそではされております。そのようなものをいただくと、やはり行かなかつたら損みたいないな感じで、買物をしたり、施設に行ってみたりというようになるのが心情ではないかと思えます。

一方、サザン・セト大島ロードレースばかり例にあげて申し訳ないのですが、事前に送付されました封筒の表面には、チラシが2枚入っておりますという表記がありましたけれども、たまたま私のだけかもしれませんけれども、パンフレットしか入っていませんでしたので、そこにチケットが入っていたのかもしれませんが、そこは謎ということでございます。そこで1つお伺いをいたします。

スポーツイベントに限らず、グリーンステイながうらであるとか、周防大島町陸上競技場であるとか、合宿などで訪れた方にリピーターになっていただけるような仕掛けとか、飲食、観光につながるような工夫など、先ほどいただいた御答弁以外のところで現在行っていることがありましたら教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 町内のスポーツ施設で行うスポーツ合宿について、町内に宿泊してスポーツ競技場等を使う団体については、激励の意味を込めまして差し入れをしております。

これ、内容につきましては、特産品であるミカンとかミカンの加工品などをお渡しして、次回も使っていただけないかというような対応をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） そういった取り組みは、やはりスポーツイベント等にもしっかりと取り入れていただきたいと思えます。

町制20周年記念大会の反省を基に、来年度以降スポーツイベントを通じてリピーターを増やして、その後の観光、飲食につながる仕組みをしっかりとつくっていただきたいと思えます。

今回の質問は、スポーツで元気な島づくりということで行っておりましたけれども、冒頭申し上げましたようにスポーツには健康増進など様々な可能性があります、今回の通告内容はスポーツツーリズムの推進ということでございます。スポーツと観光の融合ということでございますけれども、観光に関わることなどでいつもの確な御答弁をいただきます瀬川産業建設環境部長にもぜひお聞きしなければならないと思っております。

私が通告書に示しております集客型イベント、それから体験型イベント等も含め御答弁をいた

できればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、先ほどの吉村議員の御質問の中にあつた、吉村議員自身がコロナ明け後、存続が危ぶまれていたイベントにスポーツを取り入れて盛り上げようとしていただいていることに、まず感謝申し上げたいと思っております。

それと、スポーツあるいは体験型の観光というものは、先ほど白鳥議員の御質問の中でもお答えしましたが、そういったものも1つのスタイルとして取り組んでいけるものだと思っております。これからそういったものをどのように取り入れて、どのようにお金を落としていただいて、どのように泊まっていたらという政策も進めていくべきだと思っております。

あと、スポーツ関係のイベントというのは、私は観光として副次的な効果も非常にあると思っております。例えばサザンセット・ロングライドinやまぐちのような自転車の大会というのは、身軽がモットーなのでお土産を買って帰ってくれるとか、そういうことはないのですが、1度こちらを訪れていただいて、きれいな場所だな、いいところだなと思ったら、また来てもらえるのではないかなというようなことも大事なことだと思っております。

そういったビジョンも、令和7年度、令和8年度かけてしっかり練り込んだうえで進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 秀逸な御答弁いただきました。ありがとうございます。さらに、相手を持ち上げることも忘れない御配慮、誠にすばらしいと思っております。

また、今朝、山根議員の質問の御答弁にありましたけれど、海の再生の件、これも本当にすばらしいと思われましたので、ぜひとも令和7年4月から、立場が変わられましても、こういったことにはお力添えをいただきたいと思っております。

先ほどの答弁が最後かと思うと寂しい限りでございます。ありがとうございます。

本来ならば、最後になる皆様に質問したいところではございますが、時間の都合もありますので、最後に町長にお伺いしたいと思っております。

昨年の選挙の際、たしか環境、それから観光、それから最後浄孝と、この3つのKを掲げて、いろいろなお話をされたと記憶しておりますけれども、そして、冒頭に申し上げました来年度の3つの重点政策の2番目のまちの元気づくりの中に、島の強みを生かした観光力の強化と、観光のことがまたうたわれております。

町長自身、先月、サザン・セット大島ロードレースでハーフに出場され、驚異のタイムで走られたりとか、シマクル2025周防大島も自転車で大島一周走り切ったりとか、また最近ではピククルボールや、ゴルフもやられているということでございます。令和7年度の周防大島町B&G

海洋センタープールのオープニングで、何とその引き締まった肉体を披露してくれると、泳がれると聞いております。本町を代表するトップアスリートでございますので、当然私の主張する、提唱するスポーツツーリズムの推進、御理解いただけると思っております。

スポーツで町民が元気になり、健康増進、健康寿命の延伸につながる、スポーツと観光の融合のスポーツツーリズムの推進で元気な島になり、より多くの人がこの島を訪れるようになる。全ての道はローマに通ずではございませんけれども、町内の全ての道は橋につながっております。これが第2大島大橋への架橋とつながっていくと私は信じております。

最後に、町長に私の提案等に御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より、このたび一般質問で、スポーツで元気な島づくり、また投票環境の整備についてということで御提案をいただいたところでございます。

まず、スポーツツーリズム、こちらについては、やはり私も観光そして環境も大切、そしてまた、私2期目になり、2期目に向けてまちの安心・安全づくり、そして、まちの元気づくり、また、まちの未来への基盤づくりと、この3つを、大きな柱に努めるということで、決意を持って進んでいるところでございます。

中でも2番目のまちの元気づくりというところが、吉村議員おっしゃるとおり、やはり健康、町民の皆さんの健康増進をしっかりと行っていくということの大切さに努めてまいりたいと思ひます。

本町においては、4大会であります山口県知事杯ビーチバレー、大島一周駅伝、サザン・セト大島ロードレース、サザン・セト大島少年サッカー大会と活発に行われています。これらの行事は、先人の皆さんが、周防大島は冬のイベントが少ない、冬にお客さんが少ないので、こういった取り組みをすることによって、夏は周防大島は、観光客の方が多いけれども、冬にもスポーツマン、スポーツをされる方が訪れてくださるという期待を持って、この行事を続けておられるということでもありますので、町においてもいま一度力を入れていくということも考えないといけないと思っております。

私も、2期目に向けて、スポーツイベント、なるべく副町長と一緒に全て出ていくというようなことで努めています。やはり参加者目線でこの行事に参加することによって、その行事の内容、そしてまた運営、そういったことをしっかりと見ながら、提案をできたらよいなということがあります。

また、出ることによって、また観光協会の皆さんとも、観光協会では、お大師堂の歩け歩け大会だったり、今、瀬戸内アルプス、登山にも力を入れておられます。

また、民間のお力では周防大島ウルトラマラニックが令和7年4月20日にありますし、令和7年5月18日には自転車のシマクル2025周防大島の行事もございます。こういったものを、おっしゃるとおり何とか観光につなげていく、島の経済の発展につなげていくということを町、そして事業者の皆さん、また観光協会、商工会の皆さんと一緒に取り組んでいくことが大切だと日々感じているところでございます。

その中には、やはり、議会議員の皆さんの御意見もいただきながら、しっかりと進めていくことが大切だと思っております。

そして、投票環境ということで、私も町長選挙がございましたけれども、やはりこの環境の整備、これは、高齢化が進む周防大島町においてはもう待ったなしであります。しっかりと御指摘のとおり進めてまいりたいと思うところでございます。

そして、吉村議員におっしゃっていただいた周防大島の大島大橋も、こちらが1976年、昭和51年7月4日に架橋でございます。よって、来年50周年を迎えるということでございますので、その機運を高めるという意味でも、やはりこのスポーツイベントを中心に、そしてまた自然をしっかりと感じられる、この周防大島をもっともっと好きになっていただけるような取り組みを続けてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） これで、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、3月21日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時14分散会
